

開 会(午前 9時00分)

○島村省吾分科会会長 おはようございます。

では、出席委員が定数に達しておりますので、ただいまより所沢市第5次総合計画審査特別委員会第1分科会を開会します。

本日は、本特別委員会に付託されました議案第97号「所沢市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」のうち、当分科会に委託されました前期基本計画の審査を行います。

最初に、本日の審査について説明を申し上げます。

皆様ご承知のとおり、先週の12月3日、所沢市第5次総合計画審査特別委員会幹事会において基本構想及び基本計画の総合的に取り組む重点課題について審査を行いました。この結果を踏まえ、本日は所管の項目について、主に基本構想との整合性等を確認していただきたいと思えます。

本分科会に分割委託されました項目は大変多いので、委員の皆さんのご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日の審査は、お手元に配付しました審査順に行います。

なお、審査の方法については、所管ごとに前期基本計画について節単位で質疑を行い、その後、これに対する意見交換を行います。

お手元に配付しております書式、マトリックス方式は、各節の合意の形成の確認のために使用するもので、合意形成欄には合意形成が図られたものには「○」、意見が割れたものには「△」、原案に対して全く合意できないときは「×」と記載していきます。

本日の審査結果は、このマトリックス方式をまとめ、12月17日の幹事会において分科会会長報告を行います。これに基づき幹事会として合意形成を図りますので、この点についてご了承お願いいたします。

○第5次所沢市総合計画基本構想のうち「第2章 安心・安全」について

○島村省吾分科会会長 それでは最初に、第2章、安心・安全、危機管理・防災のうち、第1節の危機管理・防災を議題とします。
理事者側から補足説明ございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○島村省吾分科会会長 それでは質疑を求めます。
初めに、前期基本計画の32ページから始めたいと思います。

○中村 太委員 ちょっといいですか。

○島村省吾分科会会長 はい。

○中村 太委員 この26とか27とかは関係ないんですか。どういう関係なんですか。

○島村省吾分科会会長 関係ないです。

○中村 太委員 幹事会でやったのかな。26とか27で、32からか。ああ、いいんだ、すみません、ごめんなさい、間違えました。

○島村省吾分科会会長 32ページの施策体系についてから始まりということでございます。
いいですか。

○中村 太委員 32、33ですよ。

○島村省吾分科会会長 ええ、32ページ。

○中村 太委員 32だけ。

○吉村健一委員 32のこの体系図から。

○荒川 広委員 消費生活担当も入ってるわけ。消費生活はいらっしやるの。消費生活なんかが入っているけれども。

○島村省吾分科会会長 32ページの、これは……（何事か言う人あり）

○村上 浩委員 これ、32からじゃなくて、節のほうからやったほうがいいんじゃないんですかね。

○末吉美帆子委員 そうだよ。

○中村 太委員 だって、その後、1、2、3の後で4、5が入るわけだよ。その辺どうなのかなと。（何事か言う人あり）

○島村省吾分科会会長 じゃ、この体系図で、あとはまた節ごとにやりますから。この32ページの施策体系の体系図。こういう方式でいいですかね。

○荒川 広委員 あれですか、交通安全とか消費生活は後で来るのかな。

○島村省吾分科会会長 来ます。後でやります。

○荒川 広委員 そのときにその体系図も含めて聞けるわけですか。

○島村省吾分科会会長 はい、やります。

○荒川 広委員 じゃ、これは1、2、3までということ。

○島村省吾分科会会長 はい。

○中村 太委員 体系図全般についてはどうすれば。

○浜野好明委員 この1、2、3のほかに番号の意味というのは、どういう意味でこの番号付けがされているのか、まずその番号。後でもいいんだということであれば、その意味をちょっと聞かせていただきたいんですけれども。重要、優先的な部分だとか、そうでないんだとか、この番号の意味はどういう意味なんですか。

○鈴木危機管理担当理事 これは節に応じた番号になっていたと思います。第1節が危機管理・防災、第2節が消防・救急、第3節が防犯というふうになっていますので、その順番でこの体系図の体系になっているんだと思います。

○浜野好明委員 いや、それはそれで一度見ればわかるんですけども、じゃ、どうしてそういう順番で節をつくったのかということは、何か意味があるのかなということでお聞きした次第です。なければいい、もう、それでも結構ですから。

○鈴木危機管理担当理事 この節の順番につきましては、所管のほうでは把握しておりませんので、お答えできません。

○浜野好明委員 はい。

○島村省吾分科会会長 いいですか。

[発言する人なし]

なければ、その次の33ページの災害要援護者支援事業についてです。一番上の1節の。

○荒川 広委員 分科会会長、意見はどこで言うんですか。全部やっちゃって。

○島村省吾分科会会長 そうです。

○荒川 広委員 全部というのが、32と33やった後、意見ですか。

○島村省吾分科会会長 ええ、35ページまでやって。

○浜野好明委員 だって32は32で意見。

○荒川 広委員 ねえ、32は32で意見出さんといかんやろう。32で意見、質疑を打ち切って意見言わせてもらわないと。

○島村省吾分科会会長 最後とりますから。ずっとやってください。35ページまで。

○荒川 広委員 質疑を。

○島村省吾分科会会長 いきます。

○荒川 広委員 33はありません。

○島村省吾分科会会長 33ページの、この一番上の災害要援護支援事業。

○荒川 広委員 ちょっといいですか。

○島村省吾分科会会長 はい。

○荒川 広委員 じゃ、聞きますよ。その4年間に重点的に取り組む事業という形で見ますと、余りにも、100万、400万、400万だけで、ちょっと重点的という割には余りにも予算が少ないなという感じがするんですけども、これを重点的というところに取り込んだ理由は何ですか。

○吉岐危機管理担当参事 まず、災害時要援護者支援事業につきましての事業費の関係は、入力業務委託に限っての金額でございますので、4年間相当で100万程度しかかからないという形で記載をさせていただいています。

また、重点事業として選定した理由でございますけれども、災害時に弱い立場に置かれま
す障害者や高齢者、いわゆる要援護者と言われる方々への防災対策ということが大きな課題として国としても浮き彫りになったことを踏まえまして、所沢市としまして平成19年度から事業として取り組み始めたものでございます。この事業は、地域と行政が協働して取り
組まなければならない、成り立たない事業だということを認識しておりますので、今回、重
点的事業として取り組むこととして選定いたしました。

以上でございます。

○荒川 広委員 4年間に重点的に取り組む事業がこの3つなんだけれども、いわゆるこの
3つを除いた事業の事業費というのは大体把握されているんですか。

○吉岐危機管理担当参事 所管の危機管理の関係でしかお答えできませんけれども、危機管
理の年間の予算が3千4、5百万円程度です。

以上でございます。

○荒川 広委員 つまり、基本計画事業の事業費として、基本計画は4年間ですか、危機管
理としては、じゃ、この3、400万円掛ける4というのが4年間の基本計画事業の事業費
というふうに理解していいのか、それは。

○吉岐危機管理担当参事 危機管理担当参事の吉岐でございます。

通常の業務を含めまして年間の危機管理課の予算が大体そのぐらいの金額になりますので、
4年間ではその4倍ということになります。

以上でございます。

○荒川 広委員 つまり、私は基本計画事業と言っているんですけども、基本計画には載
っていないものもすべてひっくるめての金額じゃないですか、これは。

○吉岐危機管理担当参事 危機管理担当参事、吉岐でございます。

そのとおりでございます。

○荒川 広委員 ああ、そうですよね。

○吉岐危機管理担当参事 はい。

○島村省吾分科会会長 いいですか。

○荒川 広委員 はい。

○中村 太委員 基本的なことなんですけれども、32ページとも関係するんですが、危機管理と防災と防犯という言葉が危機管理課の中では多分に使われているんですけれども、その危機管理と防災と防犯で、どういう分け方をしているのかちょっとわからないのと、あと、施策の体系では防災と危機管理は一緒なんですけれども、防犯を掲げるというのは別枠で掲げられているんですけれども、どういった違いなんですか。危機管理というものに防犯とか防災というのが含まれる気もするんですけれども、その辺についてはどういう言葉の使い方をしているんですか。

○吉崎危機管理担当参事 第4次総合計画におきましては、危機管理という言葉は入っておりませんでした。当時、防災対策室という名前がありましたので、防災という形で1つの項目。

○中村 太委員 防災。

○吉崎危機管理担当参事 防災ですね。それから、防犯のほうは平成21年度から危機管理課の所管になりましたが、その第4次総合計画のときにはコミュニティ推進課のほうで扱っておりましたので、防犯というくくりで1つ節立てをしておりました。

今回、一応危機管理課というものができておりますので、その危機管理の中に確かに防災という内容も入っておりますけれども、一応危機管理・防災という形で新たな節立てを設けさせていただきまして、防犯に関しましては引き続き、第4次からも続けておりますので、防災対策室というものがございますので、節立ては別とさせていただきます。

以上でございます。

○中村 太委員 じゃ、内容じゃなくて組織の問題なんですか、その名前は。防犯、防災、危機管理というのは。

○吉崎危機管理担当参事 組織の関係もありますし、防災と防犯というのは、もともと仕事というか業務内容が違いますので別立てとしております。

○中村 太委員 じゃ、危機管理と防災は業務内容が一緒だから一緒立てなんですか。

○吉崎危機管理担当参事 危機管理課の中にグループが2つございまして、危機対策グループと、それから防災対策グループという形で業務を行っておりますので、この中に入っております。

○中村 太委員 じゃ、危機管理と防災というのはグループが違うんですから仕事が違うんだと思いますけれども、そのときに、防災というのは何となく——いや、よくわからないな。どちらかの組織の目標というのは何なんですか。例えば、いわゆる防災、いわゆる災害から市民を救出したり、その体制をつくるというのも、ある種危機管理の目標だと思います

し、ただ、それだけを考えていくと、今度は危機管理のほうの意味がわからなくなってくるんで、それはどういうふうな使い分けをしているのかなという思いがあるんですけども。

○**吉岐危機管理担当参事** 危機管理指針というものが、平成18年に作成しておりますけれども、その中で危機ということの一応定義づけをしてございます。1つが災害、もう1つが武力攻撃事態等、それともう1つが重大事件・事故などの緊急事態ということで分けております。この中の災害というものを、1つのグループとしております。

○**中村 太委員** じゃ、災害を除いた危機管理というのは、武力事態に対する備えと重大な事件・事故を事務として扱っているという認識でよろしいんですか。

○**吉岐危機管理担当参事** そのとおりでございます。

○**中村 太委員** はい、わかりました。

○**島村省吾分科会会長** いいですか。

では、なければ、次に、同じく33ページの分野別の主な計画についての所沢市地域防災計画、上の段です。地域防災計画のほう。交通安全の上方です。ないですか。

[発言する人なし]

なければ……

○**浜野好明委員** 今、33ページ全体のことをやっているわけでしょう。

○**島村省吾分科会会長** うん、上からね。

なければ、次に34ページ、35ページの第1節、危機管理・防災についてです。この2ページで。

○**末吉美帆子委員** ちょっとお伺いしたいんですけども、ここの現況の中にも触れられてはいるんですけども、昨年度で言えば新型インフルエンザとか口蹄疫があって、新型インフル対策にはかなり予算もお使いになったというふうに思うんですけども、今後も非常にそういった、ある意味パンデミックであるとか、病気ですよ、新型の病気に対してのやはり危機感というのが市民の方の中にはかなりあって、それは割と昨今のある意味の特徴かなというふうに思うんですけども、その は、先ほどのご説明でいきますと、どこの範疇に入っていて、どこに書き込みがされているというふうに認識したらよろしいんでしょうか。

○**吉岐危機管理担当参事** 先ほどの危機管理指針の中の重大事件・事故などの緊急事態という中に、一応感染症というものが入ってございます。こちらのほうに去年の新型インフルエンザは含まれております。

以上でございます。

○**末吉美帆子委員** そうしますと、この基本方針の中でいきますとどこら辺に入るんでしょうか。基本方針というか、このページです、この2章のこの中でいくと、どの部分の書き込

みだと理解してよろしいのでしょうか。

○**吉崎危機管理担当参事** 基本方針の中の212番です。

以上でございます。

○**末吉美帆子委員** わかりました。

○**中村 太委員** 危機管理の担当の方々としては、いわゆるその安心と安全というのはどう
いうふうに使っているのかなということが、安心と安全というのは何が違うのかと、こ
れはもう目指すべきところというのは何なのかというのは、何となくそういうオーソライズ
されたものとかがあれば確認はしたいなと思うんですけども。

○**吉崎危機管理担当参事** こちらの第5次所沢市総合計画の中では安心・安全という章立て
をしてございますけれども、もともと危機管理のほうで使っております要綱・要領ですとか
いろんな中では、安全があって安心がありますよという形をとっております。ですから、今
年度策定いたしました「所沢市防犯のまちづくり推進条例」の関係ですとか、まず安全をつ
くって、そして市民の皆さんが安心に思ってくださいと、そういうような形で安全・安心と
いうものを危機管理の中では使っておりますけれども、第5次総の中では、ほかの関係もご
ざいますので安心・安全という章立てになっております。

以上でございます。

○**中村 太委員** じゃ、結局、例えば外部要因が安全で、心の問題が安心とかという切り方
もあるだろうし、安全がプラ・マイ・ゼロで、安心はプラ・マイ・ゼロからプラスにいくこ
とみたいなイメージもあるだろうし、そういった定義づけというのは特にされてないとい
うことですか。安全があって安心があるということだけなんですか。危機管理課というか危機
管理の行政からの意味でいいんですけれども。

○**吉崎危機管理担当参事** まず施策ですね、行政の施策の中できっちりと、例えば都市整備
の関係も含めまして安全な対策を含めて推進をしていくと。それによって市民の皆さん、住
民の皆さんが安心をしていただくというような形をとっております。

以上でございます。

○**中村 太委員** わかりました。

○**島村省吾分科会会長** 傍聴の方が見えませんでしたので、傍聴の方へ。席において発言をしたり
議事について可否を表明したりすること、また写真撮影、録音等は禁止されているので、ご
承諾をお願いします。

○**村上 浩委員** これ、34、35全体でいいんですね。

○**島村省吾分科会会長** いいですよ。

○**村上 浩委員** これまでの取り組み、それから課題の整理等がありまして、基本方針があ
って、その最後に計画期間における目標指標というのがあるんですが、この2つについては、

防災意識の啓発施策の成果をはかる指標ということで2つ入っています。それで、この部分と33ページの重点的に取り組む課題との関係ですね、なぜこれを選んだのかという理由について説明してください。

○**吉岐危機管理担当参事** まず、33ページの災害時要援護者の関係を重点事業といたしまして、そちらに基づきまして目標指標というものを危機管理の中でも検討いたしました。ただ、現状ですね、登録をされた方が更新をした場合に、例えば移動された方ですとか、お亡くなりになってしまった方ですとか、あと乳児ですとか妊婦さんの方ですと、対象から外れてしまったとか、そういう形で日々変化をいたしますので、なかなか目標値、指標としてとりづらいということがございました。

それで、まず、重点事業の災害時要援護者の関係は変動要素があるということで、目標指標から外させていただきました。それと、第4次総合計画の中で災害に対する不安を感じている市民の割合というものを一応目標指標に上げさせていただきましたが、今年度4月に行いました第4次所沢市総合計画の総括の中で、やはりこちらに関しましても、災害があるたびに市民の不安の割合というのが日々変化するというので、なかなか指標としてとりづらいということを、委員の皆様の方からもご意見をいただきましたし、私どものほうからお話をさせていただきました。

そういうことを踏まえまして、今回、災害に特化しておりますけれども、一応数値として取り扱いやすいものを課の中で検討しまして、その中でこの2つであれば、目標指標とすることができるのではないかということで今回取り上げさせていただきました。

以上でございます。

○**村上 浩委員** それはよくわかるんです。それで、2つ指標をもってきているんですけども、啓発をした市民の方たちの意識というのは大体同じような、こちら側の問いかけに対して、啓発に対して市民がどうするかという。これの2つだけというのがちょっと僕はよくわかんなくて、例えば自主防災組織の充実強化を図るという項目もありますよね。これもやっぱり防犯とか防災については大変な重要な課題だと思うんですけども、これはやっぱりある程度行政側がしっかりと自治会だとかに要請をしていかなきゃいけないという、結構これもハードな指標だと思うんですけども、この辺のところでは数値目標を出そうという気は、そういったことは考えられなかったのか教えてもらいたい。

○**吉岐危機管理担当参事** そちらのほうも課の中で検討しました。実際、今の自主防災組織の関係ですけれども、所沢市として90.2%というかなり高い組織率でございますので、この組織率を目標指標として載せることよりも、今までデータとして取ってなかった転倒防止ですとか備蓄関係について、市民の皆様がどういうふうな意識を持っているのかというのを見させていただくということが必要ではないかと。それに伴って危機管理としましても、

いろんな情報伝達をしながら考えていく、それから今回の指標は内容で、災害対応には、一番大事な部分でございますので、そちらを指標とさせていただきます。

以上でございます。

○村上 浩委員 はい、わかりました。

○中村 太委員 この2つの目標指標について思うのは、この2つって相関関係にあるんじゃないかなんて思うんですよ。だから、例えば備蓄している人の割合が多ければ、いわゆる危機管理で、ある種の災害に対する準備ができているという意味で、それはすなわち家具などの転倒防止策を行っている市民の割合と同じなんじゃないかと思う気持ちがあるんですね。もし、これに相関があるのであれば、これは別に2つ設ける必要がないんじゃないかなんていうことを思うんですけれども、その辺についてはどうして2つになったのかなというのがわからないんですけれども、教えていただければ。

○吉岐危機管理担当参事 確かに備蓄をしていく、そういう意識が高い方は家具等の転倒防止されている方も多いと思います。ただ、今までどちらかというところ、備蓄の関係に関しましては、いろんな資料とか印刷物の中で啓発はしているところだったんですけれども、転倒防止というのは、阪神・淡路大震災のときに家具等による圧死というものが80%程度あったということから重要性が認識されまして、所沢市においても、どれだけの市民の方がこういうことをやっていたかということのようなことを含めて、一度とっておいたほうがいいんじゃないかということで今回別立てですけれども上げさせていただきます。

○中村 太委員 だから、家具などの転倒防止策を行っている市民の割合で、行っている人が食材などを備蓄してない可能性というのは結構あるんですかという話なんです。だから、家具などの防止を行っている人がほとんどの割合で備蓄をしているのであれば、家具などの防止を行っている市民の割合だけを増やせば、別にこれは食材などという備蓄の案件は要らないんじゃないかと思うわけですよ。だからその相関関係というものがあれば、この目標指標というのは一本化できるんじゃないかなと思うんですけれども、それをかつてからやっていることと新たなことというのは、ここだけをお話になっても、僕はその相関関係の話をしているわけだから、あまり答えになってないなという気持ちなんですけれども。

○吉岐危機管理担当参事 今回の市民意識調査でとらせていただいた現状値が書いてございますけれども、備蓄食料関係のほうは74.2%、家具転倒防止のほうは35.8%ということで、家具転倒のほうはまだ皆さんのほうに浸透しているというような状況ではございません。ただ、今委員さんのほうからもお話ありましたように、両方をまとめた場合に、どちらを基準としてとるのかということなんですけれども、どちらかをやっていけば、それをパーセンテージとしてとるということであると、常に、上のほうに引っ張られるわけですから、やはり別立てのほうの方がよろしいんじゃないかと思っております。

○中村 太委員　　じゃ、別立てのほうがよろしいというお考えとして申し上げるならば、じゃ、家具などの転倒防止を行っている市民の方で食材などを備蓄してない市民というのはとっているんですか、アンケートで。そこがわからないと。

○壱岐危機管理担当参事　　すみませんでした。別々の質問になってございましたので、今委員さんのおっしゃられましたように、例えば食料を備蓄していて家具転倒防止を行っている、また、家具転倒防止をやっている食料の備蓄をしていないというような両方を聞くような質問にはなっておりません。

○中村 太委員　　両方とも別々の統計をとってないんですか。

○壱岐危機管理担当参事　　単独に取っています。

○中村 太委員　　統計をとっているんでしょう。

○壱岐危機管理担当参事　　食料などを備蓄している方という質問と、それと家具転倒を行っている方という質問をとっておりますので。

○中村 太委員　　だから、とっているんだったら、それをマトリックスで分析できるわけじゃないですか。それで相関関係があると認められるのであれば、どちらかを追えばいいわけですね。相関関係がないと認められるときにだけ2つの指標が必要だと僕は思うんですよ。で、その分析というのはされたのかと、された結果どうだったから2つ載つけたという話が聞きたいんですけれども、そこをどうしているのかなということをお聞きしているんですけれども。

○壱岐危機管理担当参事　　相関関係あるかとは思いますが、詳しい調査はしておりません。

○村上 浩委員　　でもデータをクロスすれば出るよね。

○中村 太委員　　うん、そう難しい話じゃないと思うけれども。

○村上 浩委員　　防災訓練に参加したことがあるとか、毎回参加しているとか、そういったデータはあるんでしょうか。

○壱岐危機管理担当参事　　防災訓練に関しましても、トータル人数でしか把握してございませんので、毎年出ているかどうかという把握はしてございません。

○島村省吾分科会会長　　あと、ほかにありますか。

○中村 太委員　　基本方針の214番なんですけど、主な取り組みとして避難路、避難場所等の整備ということになるんですけれども、危機管理課、恐らく消防のほうはいろいろ法律等もありますし、ふだんからパトロールのほうもされているので、いろんな形で道路や都市基盤整備を担当する部署のところの要請というのはかなりあると思うんですけれども、危機管理課のほうからそういった形で要請というのは、年間どのくらい、こういったことについてあるんですか。特に避難路というところについてお聞きしたいんですけれども。

○**吉崎危機管理担当参事**　こちらにつきましては、整備ということではございませんけれども、避難路につきましては、防災訓練時におきまして、避難場所までの避難経路ですとか、その避難路が安全かどうか、そういうものを含めて、まず地区で確認していただくようにはお話ししております。また、出前講座等も含めまして、その中で災害があったときにこういうことが必要になりますということで、その避難経路ですとか、安全性ですとか、避難場所について、ぜひ確認しておいてくださいということでのお話ししております。

それから、整備に関しましては、所沢市の地域防災計画の中で一応記載はしてありますので、所管になります、まちづくり計画部等において、それなりの形でやってはいただいているものと思っております。

○**中村 太委員**　じゃ、その上の212のところなんですけど、主な取り組みの下から2つですね、緊急事態における情報の収集と共有化の構築という部分と緊急事態対処体制の整備というのは、具体的にどういうことが施策として想定されていて、どうしてここに2つ分けて書かれたのかなというところが気になるんですけども。

○**吉崎危機管理担当参事**　まず、上の緊急事態における情報の収集と共有化の構築でございますけれども、こちらに関しましては、先ほどお話ししました危機管理指針、こちらに基づき作成しております各種計画等に記載しているものでございます。また、緊急事態対処体制の整備でございますけれども、こちらに関しましては、所沢市地域防災計画、それと国民保護に関する所沢市計画保護に記載しているものでございます。それによって2つ立てにしております。

○**村上 浩委員**　214の主な取り組みの災害に強い住環境の整備、これは所管はここなんです。建築とかのほうだと思うんですけども。

○**吉崎危機管理担当参事**　住環境整備に関しましては、主に所管はまちづくり計画部になります。災害の関係ですけれども、例えば建物の崩壊ですとか火災の延焼を防ぐために地域の危険度マップ、これはハザードマップに記載されているものですが、そういうものを作成しまして、市民の皆様に周知を図っております。

○**村上 浩委員**　だから、ここはどちらかというとまちづくりの関係で、いわゆる新耐震基準のものを、目標がたしかあって、何年までにどのぐらいに整備していきましょうという計画がたしかあるんですけども、恐らくそっちなんだと思うんですよね。あえてまちづくりで計画しているものについてここに入れてきたというのは、今の説明だけではちょっと弱いような気がするんですけども、その辺のところの整合性、その所管との話し合いとかというのはできているんでしょうか。

○**吉崎危機管理担当参事**　まず、この総合計画のつくり方なんですけれども、例えば危機管理・防災の中で、記載するのは危機管理だけのものという形ではとらえておりません。関連

している部のものは一応こちらのほうの基本方針の取り組み等にも記載するというようになっております。特にこの災害に強い住環境の整備というのは、やはり危機管理の防災に関係しておりますので載せさせていただいております。

○島村省吾分科会会長　ありませんか。

○荒川　広委員　214の主な取り組みの一番下の木造住宅簡易耐震診断の充実なんですけれども、この主な取り組みと、この目標指標というか、これを関連づけないものだと意味がないんじゃないかと思うんですね。主な取り組み、どこまでやるのかというところが目標指標になってこないと、例えばこの木造住宅の簡易耐震診断というのは補助制度ありますよね。これを使いながら耐震化率をどこまでもっていきんだみたいな、そういうのが目標にしてくれると、本当に自分たちのやっていることとこれがつながるじゃないですか。何か主な取り組みって、一応どこまでやっても目標も何もないみたいな感じがするわけですよ。どうですか、その辺の議論はされたんですかね。

○吉岐危機管理担当参事　主な取り組みに対しましてすべて目標指標を載せているという形には今のところなっておりません。目標指針の2つに関しましては、211の災害に対する意識向上の推進項目としてとらえさせていただいております。

○島村省吾分科会会長　いいですか。

○荒川　広委員　そしたら、じゃ、これを受けてその実施計画にいくんだけど、実施計画では、例えばどんなふうに重点化されるんですか。この目標指標というのが優先されてくるのかしら。これを裏づける実施計画との。その優先順位も何もちょっとわからないんですよ。

○吉岐危機管理担当参事　すみません、ちゃんとしたお答えになるかわかりませんが、こちらに関しての目標指標に関しましては、まず危機管理課でできる内容のものについて記載しております。他課との連携ですとか、そういうものに関しましては、それぞれが事務事業評価の中でとらえているものにあれば、その中で目標というものもございますので、その中で取り組んでいっているものではないかと思っております。

○島村省吾分科会会長　いいですか。

○荒川　広委員　いいです、はい。

○島村省吾分科会会長　ありませんか。

〔発言する人なし〕

なければ、以上で質疑を終結します。

次に意見交換をいたします。節ごとにいきますので。

最初に、32ページの施策体系の図について。

いいですか。

- 浜野好明委員 先ほどの方の説明はどこでしてくれるんだろう。この優先順位。
- 中村 太委員 32、33、後でやったら。
- 浜野好明委員 回答ないから。後でまた、これ、交通安全と消費生活は何か説明あるみたいな形だし。いや、順位が納得できないというんじゃないくて、どういう優先順位があつてこう書いているのか、それとも何もないのかとか、そのぐらいの説明は欲しいなということ。
- 中村 太委員 じゃ、34と35だけ先に。
- 末吉美帆子委員 自由討議。
- 浜野好明委員 じゃ、このとおり。（何事か言う人あり）じゃ、33から。
- 島村省吾分科会会長 33ページ、4年間の重点的。いいですか。34、35、いいですか。
- 中村 太委員 意見交換でしょう。自由討議でしょう。やっぱり計画期間における目標指標というのが二通りというのは余り意味を感じられなかったの、それはやっぱり、どちらかといえば低い指標のほうを高めていくということで、ある種その食材などを備蓄している市民の割合というのは見えてくるんじゃないかという気もしますし、あとは基本的に、今、よく災害で言われているのは、確かに足とかの問題のほうが重要で、いわゆる餓死して死ぬということはなかなか日本の、全国的な災害がとかがあればまた別なのかもしれないですけども、局地的な大災害でもなかなかその餓死とか、食材によってそんな命の危険にさらされるということは可能性としては低くなってきているので、上の部分というのはそういう意味ではなかなか追う必要はないのかなと思うのと、あとは基本方針の中で、いわゆる212、213については、何か起きたときの内部的な体制の推進なんで、これはこれでももちろん重要なんですけど、214番の、やっぱりインフラ整備という部分では、何か本当はこの節の中で追う目標指標というのがあつたほうがいいと思いますし、先ほど説明もありましたけれども、別に、ここは危機管理課がメインで担当されているけれども、危機管理課以外のものについても、それは課としてこの節をくみ上げているわけではないみたいな話も——まあ両方言っていたんですけども、その割には危機管理課だけでやってみたいな話もしていたんでちょっとわからないんですけども、計画の立て方としては、別に組織割りで立てているわけでは必ずしもないので、本当であれば、例えば耐震化率の問題ですとか、狭隘な道路とかが多い市街地をどうするかとかいった目標指標があつたほうが、この節の目標指標としては望ましいのかなと。例えば公共施設の耐震化だけやったりだとか、市内全域の耐震化率の問題であつたりとか、耐震診断を設けてやった人、やらない人の割合だつたりとか、そういったものがあつたほうが望ましいかなというふうに思います。
- 村上 浩委員 私もそう思ったんですけども、耐震化率というのは自然増というのがあつて、なかなか指標として取り入れがたい部分があるんじゃないかなと僕は感じたんですよ。

所沢市の耐震化率90何%という目標あるんですけども、市の取り組みというのは、このうちのたしか5%ぐらいしかなくて、どちらかというとも市民が自分で建てかえをしていくという中でどんどん耐震化されていくというのがあって、それを指標にしていくというのはなかなか難しいのかなと。例えばこの耐震診断についてもそうなんですけど、今、中村委員おっしゃったんだけど、確かにそういったこと必要かもしれないけれども、なかなか指標としてとりづらいというのがあって、僕はこれで納得したところが実はあるんですけども。ですから恐らく耐震化率というのは、どちらかというとも民間のそういったことがあって、指標としてはとりづらいんじゃないかと思えますけれども。

○中村 太委員　これは、この総合計画全体について、どこまでいっても不明確な部分が多いんですけども、いわゆる総合計画が地域計画なのか、行政計画なのかということなんだろうと思うんですよね。行政計画だという位置づけでとらえているならば、それは行政が管理する指標じゃないとここに上げることはふさわしくないんですけども、ある種地域計画だということを前提にずっと今までの議論は進まれてきているわけなので、地域計画という視点からであれば、仮に民間だろうが、市民が不安と思っているか、思っていないかという、行政サイドからコントロールが難しいことであっても、本来はこの中に載らせるべきだから、そういう意味では災害を不安に感じている市民の割合というのは、確かに4次総では目標指標として設定したんだけど、それがなかなか行政のマンパワー、施策の充実に対して上下動がやりにくいというのは、あくまでも行政計画という位置づけからの判断なんで、それは地域計画としてみれば、僕は第4次所沢市総合計画の災害に対して不安を感じる市民の割合というのもいい計画やと思っていて、それは不安な人が多ければ多いほど行政はもっと努力していかなくちゃいけないということで、達成しなくちゃいけない目標じゃないんで。仮に地域計画だとすればね。そういったような、例えばハード面の都市基盤整備という目標であったりだとか、そういう実際に市民がどう思っているかということ、この食材などの割合とは別に構えるというのはすごく大切なことだと思うんで、僕は今、地域計画だという前提で話しているんですけども、多分そうなんじゃないかなと思うんですよ。ですから、結論から言えば、例えば第4次所沢市総合計画のやつを食材のほうを切って復活させるとかというのもいいのかなと思うし、あとは都市基盤整備系で1個目標指標をとれるといいのかななんて思ったりするんですけども。

○村上 浩委員　例えば、さっき防災訓練については総数しかとってないってありましたけれども、この辺の意識調査の項目を増やしたり、参加をしたか、していないか、複数回しているか、していないかという、この辺のところをもし入れたとすると、いわゆる指標にはなりやすいかなという気はしたんですよ。これはもう一回聞き直したいと思うんだけど。

○中村 太委員　もう質疑は終わったんだよ。

- 浜野好明委員 質疑はもう終わっちゃって。自由の討論と意見の、その前でしょう。
- 島村省吾分科会会長 じゃ、いいですか。
- 中村 太委員 結局、いいですかって、どう……
- 島村省吾分科会会長 質疑いいですか。
- 荒川 広委員 討論しっ放し。
- 島村省吾分科会会長 意見はいいですか。
- 中村 太委員 いや、だからそこはもう変えたいんですけども。
- 村上 浩委員 何があるかですよ。
- 末吉美帆子委員 今の村上さんの意見はいいですよ。ある意味いいですよ。ある意味いいっておかしいですけども。
- 村上 浩委員 自治会、防災に参加するときって、いわゆる自分が班長さんとかなったときには参加するんですよ。それがぐるっと一回りすれば必ず何か参加できて経験ができるんですけども、その辺のところは実際に意識調査でとれば、ああ、このぐらいの人が実際に防災訓練に参加しているんだとか、この辺のところをもう少し上げていこうというのがとられるんじゃないかという気がするんですけども。
- 中村 太委員 結論出さないといけないね。だから、じゃ、提案をします。まず現状維持ね。この計画期間における目標指標。
- 末吉美帆子委員 指標。
- 中村 太委員 はい。もう一個が食材などを備蓄している市民の割合のみ削除。もう一個が家具プラス防災訓練への参加人数。
- 末吉美帆子委員 人数。
- 中村 太委員 うん、あれと別途資料。
- 吉村健一委員 別立てでね。
- 中村 太委員 別立てで。だから食材カットで参加人数。あとは耐震化率の関係で何かありますか。家具プラス耐震化率。あともう一個、家具プラス災害に不安、第4次所沢市総合計画の目標という。その今言った4パターンか5パターンのうちどれかにしたら。どれかに決めなきゃいけないんじゃないかなと思ったのよ。
- 末吉美帆子委員 そうしたらちょっと質問したい。いいですか。ちょっと質問していいですか。今さら質問であれなんですけれども、今、中村委員がおっしゃった防災訓練の参加人数って把握しているはずなんですよ。
- 村上 浩委員 総数でね。
- 末吉美帆子委員 総数でね。そのことに関して検討されているはずなんだと思うんです。こういうところの指標で、さっき問題云々というお話ありましたけれども。そこはどういう

検討されたのか、ちょっと逆に聞きたい。今の話でいくと、総数じゃなくて、村上委員のご提案は、参加の、例えば継続性とか、そういったご提案だったと思うんですよね。なので、そこら辺について。

○村上 浩委員 分科会会長がいいって言えばいい。

○末吉美帆子委員 何て言ったらいいだろう。

○荒川 広委員 質問は終わったんだけど。

○島村省吾分科会会長 終わったから意見言っておいて。

○末吉美帆子委員 ああ、そう。だって問題なはずなんですよ。

○村上 浩委員 分科会会長がだめだと言ったらだめだよ。

○吉村健一委員 分科会会長が言ったとき、みんな続いてどんどん私も……

○末吉美帆子委員 ああ、そう。だから、そこで言えば……

○島村省吾分科会会長 意見言って、だから。

○末吉美帆子委員 そのことでいくと、だから総数自体だったら、余り賛成じゃないかなというのはあるんですけども。今の村上委員のご提案であれば、これからもしかしたら新しく設定しなきゃいけない項目になりますよね。この辺で可能なんですか。だから質問になっちゃうんですけども。

○吉村健一委員 いや、意見だからいいんじゃない。

○末吉美帆子委員 いいの。

○吉村健一委員 意見だから、今、中村さんが言ったように、食料についてはね……

○中村 太委員 じゃ、今後そういったデータをとって、それを指標にしたらどうだということ言えばいいんですよ。

○末吉美帆子委員 ああ、言えばいいのね。じゃ、それでいいです。わかりました。

○島村省吾分科会会長 いいですか。

○中村 太委員 だから、この指標もいいところはいいんだけど、いわゆる先ほど壱岐さんもおっしゃっていたけれども、自助の部分と公助の部分みたいな切り方もあるよねっていう。これは自助の部分なんだけれども、両方とも。だけど、自助だって言いながらも余り自助全体にないという印象もあるよねという。だから、そこらはさっき言ったように行政計画と地域計画のどっちなんですかという部分の、結局、最後までこれをつくっているときによくわかんなくなっているからこういう結果になるんだけど、自助の部分が重要だと言いながら、自助の部分が211の基本方針ぐらいで余りないですよ。その割には計画期間における目標指標は、ある種自助ばかりになっちゃってるみたいなのが感想としても出ています。それは別に、だから今さらどうしろというのは何か言えないんですけども。だから目標指標を考える上でも、とにかくそういったところも考慮に入れて、先ほどの何か

のところであまりよくやればいいのかという。

- 村上 浩委員　ただ、ある意味ここはここでまとめていただいて、それを……
- 中村 太委員　そうそう、まとめていかないといけないんで、今回だから……
- 村上 浩委員　もむとこがないので、これ結論出していかなきゃいけないんですけども。
- 中村 太委員　出したほうがいいんですよ。
- 荒川 広委員　今はだから意見じゃないのよ。自由討議で。だからせっかく今提案したものが、私は今、賛成なんですけれども、それが本当に全員、皆に聞いて、それでまとまるんだったら、それまとめて意見。
- 村上 浩委員　それで、まとまんなかったら次に……
- 末吉美帆子委員　荒川さん、どれに賛成なんですか。
- 荒川 広委員　おれは今中村さんが言ったような……
- 末吉美帆子委員　中村さんのどれ。
- 荒川 広委員　1つ、たしか食材を差しかえる。何かもう一つ入れようというわけだ。
(何事か言う人あり)
- 吉村健一委員　じゃ、整理しよう。
- 浜野好明委員　じゃ、その自由討議にひとつ入っていかなくちゃならないので。一応これ、私は、食料などの自給に対する市民の割合という、こういうのを入れとくのに反対はしません。一応あってもいいなと思っています。というのは、災害というのはレベルがどう出てくるか全くわからない。想定内の災害であれば、それは精神的にも救われるもんだと思うけれども、想定外の災害ということが起きたときに、一番自分の身を守るといって保身の、人間の本能として、やっぱり小さな子供からお年寄りまで抱えている人間社会の中で、食料というのは、一義的にまず安全が確保されたときに、それは火災も含めて、倒壊も含めて、まず何とかその瞬間は助かったと。でも次に、ちょうど食事の前だとか夜中だったとかという、次は食べるものがあるのかというのは非常に本能的な部分かなと。だとすると、そういうものを準備しといたほうがいいよという、ある種のアドバイスというか、こういう考え方を浸透させるということは、安心のレベルを高めていくんじゃないかと思っているんですよ。
- だから阪神・淡路大震災のときも、飢え死にすることはないんです、確かにね。3日も我慢すれば来ますよと。コンビニなんかのああいうスポット的なところにもうどんどん食料品も来るでしょうと。ただ心理的な部分かな、水も含めた心理的な部分というのは、ある種大きなパニックを防ぐ部分かなと思いますんで、この指標はそんなに意味がないとは思わない。だからといって、中村さんが言っている、もうちょっと防災訓練等にかかわるようなそういうものとか、主体的な、もうちょっとこれも足したらどうかということに対して反対はしません。そういう位置づけで自由討議に参加したいとは思っています。

以上です。プラスはオーケーだよ。

○村上 浩委員 僕はできれば防災訓練を入れたほうが、そこでAEDとか、みんな知らなくて見ているわけですよ。今回の柳瀬川の彼女のときも、実際にやったことない、今まで見てきたことで、やって命が助かったもあるので、そういった意味で言うと、トータル的な防災とかいうものの意識というのは相当高まっているのかなという感じがして。だから、僕はどちらかというと防災訓練の参加してるか、してないか、どのぐらいの市民がしてるか、してないかというのをとっていくというのは、これは大事な要素かなというふうに僕は思っています。

○島村省吾分科会会長 意見をとってんだね。じゃ、村上委員の、これ、かなりいい意見ですね。あとは浜野委員の……

○浜野好明委員 いやいや、意見じゃない。まだ自由に討議に参加させていただいたレベルです。

○荒川 広委員 自由討議なの。

○村上 浩委員 だから、みんなで意見を言ったままでは、これ何も決まんないよ。

○浜野好明委員 ただ、皆さんがプラスアルファするということであれば、それはいいよと。

○吉村健一委員 意見を言って、意見としてきちっと残して。

○末吉美帆子委員 この分科会としてということですよ。

○吉村健一委員 そうですよ。

○末吉美帆子委員 最終的にはですよ。

○吉村健一委員 ここでその意見を、ご意見で諮って、委員会としての、分科会としての意見を、統一的な意見を出せということではないんですよ。こういう意見が出たと。

○村上 浩委員 ただ、まとまるものをまとめられないまんまでも、そのまま放って置くというの。いや、これがまとまんないんだったらいいですけども、まとまりそう。(何事か言う人あり)そこをだから分科会会長が仕切ってくれないと。ただ、じゃ、意見聞きましたから、それをみんな書いていきなさいみたいな。

○中村 太委員 感想になっちゃうよね。

○島村省吾分科会会長 じゃ、最初に言いました中村委員の備蓄と、1つと……

○荒川 広委員 いや、それはもうまとまんないんでしょ、今はもう。そうやって残しておいたほうがいいと言ってんだから。

○島村省吾分科会会長 残しておいて。

○荒川 広委員 だからどの辺がまとまりやすいか。

○中村 太委員 だから、浜野委員さんおっしゃっていることを僕は全然否定はしてないんですけども、そのことについては、家具などの転倒防止策を行っている市民の割合という

ものを追いつけることによって、かなりの割合で把握されるんじゃないかという話なんですよ。だからもう個別立て、別の視点から同じようなところで相関関係や を送っていくんじゃないくて、それは当然、食材の確保というのは行政やらなきゃいけないんだけど、それをわざわざ、何も節全体を包含するような形で計画期間における目標指標として設定するのであれば、そのほかの指標のほうが望ましいし、食材については家具などという意味、いわゆる防災意識の部分で包含できているんじゃないかなというふうに僕は言っているので、その目標指標を追う、追わないは否定はしないんですが、ここに書くことではないんじゃないかという意味なんですよ。だから、それだったらもう個別観点からの目標指標を設定していったほうが、危機管理・防災、要するに全体の目標指標としてふさわしいんじゃないかなという話なんですけれども。

○**浜野好明委員**　じゃ、中村委員さんが言われたことは、一応言っている意味はわかって、私はそうじゃないんじゃないかということ。言っている意味はね。家具等の転倒防止というのは、ある意味防災というのは、普通、災害が中心になって皆さん一般的には考えていますよね。災害のときに、今、総務省も含めて食料のことを、なぜそんなことを言っているのと言ったら、本当はそれを転倒防止とか耐震とか言っていれば、附随的にそんなことはもう当たり前でしょというふうに含有されるもんだと思っていた部分はあったと思うけれども、実際にはそれとこれとは、人の感性というのは違っているんじゃないかということから、こういうテーマが出てきているんじゃないですかという。

だから、そうであるとすれば、そういう実態であるとすれば、やっぱりこのテーマは外すほどのことはないんじゃないのと。その家具の転倒防止の中に食料の備蓄なんかは入っているんだよという、そういう価値観で大丈夫じゃないかという、それはわからなくてもないけれども、実態的というか、実証的にどうもそうじゃなさそうだから、こういうデータのとり方ということを通して、市民にこの重要性をもっともっと知ってもらおうというような、そういう活動なんじゃないかなと。そういうふうであれば、やはり、念のためだけれども、これも大切だよと言っている資料だとすれば外せないのかなと。

だから、もう一つ、中村さんが言っているのは、どうしてもこれは要らないよということであつたら、ちょっと意見が分かれちゃうんだけど、それはそれでまあいいやと。もう一つ、じゃ、3つ目にしようということであれば、それを否定しているわけじゃないですよということ。そこのところの違いかなと思うんですけれどもね。これに価値がないとは思えないところに、ちょっとした違いがあるかなということなんです。価値観の違いだな、むしろ。

○**島村省吾分科会会長**　意見が分かれてますけれども、どうですか。中村委員のと浜野委員で意見がちょっと。一応合意形成して。

- 荒川 広委員委員 これ合意できないでしょう。
- 吉村健一委員委員 できなければ、そのまま残すしかない。
- 島村省吾分科会会長 そのまま残していきます。
- 浜野好明委員 私はふやしていただいたら、このままで。
- 吉村健一委員 両論併記で。要するに……
- 秋田 孝委員 荒川さんは耐震診断のことを言われたんでしたっけ。
- 荒川 広委員 ああ、そう、耐震化率。
- 秋田 孝委員 耐震化率。私も同じ意見で、なぜならば、家具などの転倒防止策なんて、要するに市民の家の中のことでしょう。だったら家自体を、やっぱり補助金も出していることで、助成金も出していることだから、やっぱり数値化していったほうがいいんじゃないかなど。そういう面では荒川さんと一緒なんで、ぜひ。
- 村上 浩委員 私は、荒川委員の、意識調査にその防災訓練の参加の項目を設けていただいて、それを指標に。
- 島村省吾分科会会長 それでいいですか。
〔「はい」と言う人あり〕
じゃ、この食料については……
- 中村 太委員 あと第4次所沢市総合計画の復活も入れといてください。
- 島村省吾分科会会長 はい。
- 末吉美帆子委員 4次総復活って何。
- 中村 太委員 4次総は、災害に対して負担を感じている市民の割合。
- 村上 浩委員 実はもう一個あって、定避難場所の飲料水の確保について。
- 中村 太委員 それは要らない。(何事か言う人あり)
- 島村省吾分科会会長 じゃ、そういうことでいきますから。
- 荒川 広委員 いや、分科会会長さん、さっき、これは自由討論だと思ったんだけど、あれ意見でいいの。
- 島村省吾分科会会長 意見でいいですよ。
- 荒川 広委員 ああ、そうだったん。自由討論と言ってるじゃない。だから意見は意見で、また言う場所もあるのかなと思った。
- 秋田 孝委員 ちなみに、意見言うんでしょう。意見言って、まとまらなくてもいいわけ、じゃ、総務委員会だけ。
幹事会で、また調整するという……(何事か言う人あり)
- 秋田 孝委員 また調整役がいるんだ。調整役が。わかりました。
- 末吉美帆子委員 それにしたってばらばらじゃないの。

- 吉村健一委員　まとまるまでずっとやりますか。
- 島村省吾分科会会長　それじゃ、あと、ここへ、今、「○」と「△」とか「×」を書きま
すから。
- 秋田 孝委員　いや、「○」、「△」、「×」ってね、これ、初めてなんだけれどもね。
- 吉村健一委員　いやいや、これ幹事会でやったことですから。最初にちょっと分科会会長、
もう一回説明します、じゃ。
- 島村省吾分科会会長　合意形成を図れたのには「○」。意見が今みたいに分かれたときに
は「△」、原案に全く合意できない場合は「×」。
- 島村省吾分科会会長　じゃ、1ページの安心・安全、市民・地域・市が協力し安心して暮
らせるまちを目指します、33ページの今後の取り組みの事業というのは、一番上の災害時に
は「○」。(何事か言う人あり)
- 吉村健一委員　このマトリックスの用紙の1ページの、この上からこの災害時云々とい
うところですね。この合意形成のとは「○」か「△」かということを入れます。
- 島村省吾分科会会長　合意形成をとれましたから「○」、その1段抜いて、地域安全活動
には「○」。
- 中村 太委員　地域安全活動も「○」。
- 島村省吾分科会会長　うん、「○」。あと、分野別主な計画は合意形成がとれませんので
「△」。次、2ページへ移りまして、第1節の危機管理・防災については合意形成はとれま
せんので「△」。これでいいですか。(何事か言う人あり)
- 浜野好明委員　上はいいんでしょう。
- 島村省吾分科会会長　上は「○」です。
- 吉村健一委員委員　上は「○」。(何事か言う人あり)
- 島村省吾分科会会長　次ページは、「○」、「○」、「○」。次ページの下の計画期間に
おける目標指標、危機管理・防災が……(何事か言う人あり)
- 吉村健一委員　みんな注目してください。
- 島村省吾分科会会長　1ページの災害時の要援護者が「○」。
- 中村 太委員　じゃ、ちょっといいですか。
- 末吉美帆子委員　もうちょっと整理していただいて。
- 中村 太委員　そこまではオーケー。
- 秋田 孝委員　どこの委員会もこんなことやっているんですか。
- 末吉美帆子委員　わけがわからない。
- 中村 太委員　その下なんですけれども、僕は1個削除が望ましいという話もしていたん
ですけれども、もし3つでまとまるんだったら3つにしたいですね。そのうちの3つの候補

が耐震化なのか……

○村上 浩委員　だから、そこで分科会会長が、3つあるけれども1つにまとまりませんかと言ってくれば、そうできるのよ。それを意見として受けときますと言うから話がややこしくなる。

○末吉美帆子委員　そうそう。

○中村 太委員　だから、まとめたほうがいいと思うんだよね、まとまりそうなんだから。

○末吉美帆子委員　みんなの意見を、今出た意見を幹事会に言ってもどうしようもこうしようもないので、今、浜野委員さんの意見とか中村委員さんの意見伺っていると、3つにするということ自体は一緒に感じがして、今、耐震化と防災訓練の数で何かとまった感じがしているんですけども、それ以前の議論の深め方ってしてないと思うんですよ。

○中村 太委員　4つにしちゃったということ。

○末吉美帆子委員　それも含めてですけども。そもそも耐震化率の数字をとれるのかどうか自体もちょっとよくわからないんですが、とれるのであれば賛成できる部分はあるかなというふうに思うんですよ。

○村上 浩委員　ここへ出てきた案を、じゃ、どうしましょうかと分科会会長がこっちへ振ってくれないと、みんな意見言ったまんまで終わっちゃうんです。

○中村 太委員　それでさ、ここではそこはできますかもぼやけていても、最後詰めるところは幹事会で詰めてもらったらいいたから。

○末吉美帆子委員　そうそう、そうですね。

○吉村健一委員　皆さんの意見としては合意形成をできるだけ図っていきたいという感じですか。

○末吉美帆子委員　せっかくいい議論ができてるというふうに思うんですけども。もう少しまとめないで、幹事会ではこれでは取り入れようもないから。

○秋田 孝委員　例えば、意見をもう少し諮ってね。意見が出たじゃないですか。例えば耐震化云々と言ったのは私と荒川さんだったら、例えば個人でなくて複数から意見が出たとか、そういうもっていき方をするとか、例えばその幹事会へ。

○中村 太委員　だから、全部の意見が出たじゃなくて、意見は1個としてまとめたほうがいいと思うんですよ、その最後をね。まとまなくてもね。

○島村省吾分科会会長　まとめちゃってね、1つにして。

○中村 太委員　そう。だから、例えばもう一個かもう二個加えて、その加えるものは耐震化か防災訓練の人数どちらかを加えるとか、双方を加えることを検討ぐらいしてまとめてやらないと。幹事会が大変になっちゃうから。

○村上 浩委員　逆に言うと、食料を抜かして、耐震化を入れて、防災を入れて3つにする

というふうな、これでまとまるんだったら、これで一番なんですよ。

それは、まとまらない。(何事か言う人あり)

○島村省吾分科会会長 だから「△」という。

○末吉美帆子委員 いいじゃないですか。耐震と防災って、ちょっと。もつと言うと、ちょっと漠然としている部分があるので、先ほどの耐震化自体の数字のとり方がちょっとわからないので、今、賛成か反対か、すぐ言いづらいんですけども。

○村上 浩委員 耐震化率って、どういったところですか。

○末吉美帆子委員 逆にちょっと教えていただきたい。

○中村 太委員 まあそこまでは、例えば、そこまでわかんなかったら、耐震化に関する数字ってことを入れるってことを決めちゃえば、ここで。あとは幹事会でもう一回協議をしてもらう。

○島村省吾分科会会長 だから入れるということを書いといて。

○荒川 広委員 それぞれ、それならまとまるんじゃ。

○中村 太委員 それならまとめられるじゃないですか。そうしたら「○」でいけるじゃないですか。

○島村省吾分科会会長 または17日に、またこの意見を。

○中村 太委員 だから、その意見を、いろんなこういう意見が出ましたというまとめ方じゃなくて、1本でまとめられるんですよ。

○末吉美帆子委員 そうですね、そのほうがいいですね。

○中村 太委員 ただ、その入るは決まってないけれども、意見は1本になるから。

○吉村健一委員 じゃ、すみません、さっき、浜野委員の意見と、例えばこの食料費については残すか残さないかということで意見は分かれておりました。そこは合意形成とかはもう無理なんですか。

○荒川 広委員 それは無理だよ。

○浜野好明委員 委員 これ、原案でしょう。原案を削るか、それともプラスするかということなんだから、私は原案にプラスはいいよと。プラスすることについては嫌だよと言っているんじゃないでなくて、一応原案を賛成だということ。ただ、その中にプラス、耐震化率を入れてみたいんだけどといって皆さんに諮って、オーケーだったら原案プラス耐震化率ということが合意形成できるわけだな。

○吉村健一委員 ただ、原案を……

○浜野好明委員 委員 原案だけじゃないとだめだとは言っているわけじゃないんだから。

○末吉美帆子委員 これ、中村さんの削除案が。

○中村 太委員 だけど、それは私はいいい、もう妥協したの。

- 吉村健一委員 妥協したの。
- 末吉美帆子委員 だからまとめられるんじゃないかなと思うんですよ。
- 村上 浩委員 これ、分科会会長、しっかりまとめてよ。
- 吉村健一委員 一応、じゃ、原案は原案でこのまま基本的に残して、あとプラス部分をどれとどれということで、一応ご意見をとるということで。
- 浜野好明委員 でいいんじゃないかというのが多くの方々の。
- 島村省吾分科会会長 じゃ、原案はこのまま賛成だと。プラス、やるのは末吉委員さんの人数の把握。
- 末吉美帆子委員 いや、これ耐震率か防災訓練の参加率かというのでご意見がいいほう。
- 中村 太委員 参加率じゃなくて参加数だ。
- 末吉美帆子委員 参加数ですか。
- 吉村健一委員 だから、こういうことでしょう。だから耐震化率が数字として把握できて指標としてできるのであれば加えてほしい。それから防災訓練の参加率を市民意識調査の中で統計がとれればそれを加えてほしい。
- 末吉美帆子委員 それがいいですね。いい提案。
- 浜野好明委員 それが合意なんだ。
- 中村 太委員 それ「○」なんだよ。
- 浜野好明委員 これ原案だけだったらだめだよという意見があってるんで。
- 中村 太委員 じゃ、わかった。この両指標に加え、次の指標を加えると。両指標に次の指標を加えるみたいな感じにして、1つが防災訓練の参加者数。
- 吉村健一委員 参加者数だったらとってるんじゃない。
- 中村 太委員 じゃ、参加者に関する統計、もう一つが都市基盤整備、災害に……
- 末吉美帆子委員 そんな難しいの。今、村上さんおっしゃった言葉でいいんじゃない。
- 中村 太委員 耐震化に関する統計。市内全域。その2つでいいんじゃない。
- 吉村健一委員 じゃ、4次総はなしでいいんだね。復活なしね。
- 中村 太委員 合意形成図れなそうなんで。はい、妥協します。そうしたら「○」でいいんじゃないですか。じゃ、「○」。
- 吉村健一委員 じゃ、2つ。
- 島村省吾分科会会長 じゃ、それと「○」。
- 吉村健一委員 それで皆さんいいんじゃないかという。
- 島村省吾分科会会長 もうそれでいいですか。今、中村委員が言われましたとおり4次総は抜いて、都市基盤の整備と参加人数の、防災訓練の。
- 末吉美帆子委員 最終確認ですけれども、2つですか、2つを提案するんですか。それと

も、またはですか、どっち。

○島村省吾分科会会長 2つ。

○末吉美帆子委員 2つね。判断するのは幹事会ですね。

○島村省吾分科会会長 そうですね。いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

じゃ、「○」。

○中村 太委員 それで「○」で、もうこれ修正が決まりましたということで、あとは修正の仕方は、この最後を幹事会で決めてくださいという。

○島村省吾分科会会長 こういう、じゃ、これで順次進めていきますから。

○荒川 広委員 分科会会長、さっき33ページの、何か「△」って言ったけれども、33ページ「△」なの。

○島村省吾分科会会長 33ページは……

○荒川 広委員 分野別の主な計画という。

○島村省吾分科会会長 「○」。

○荒川 広委員 「○」だよな。

○島村省吾分科会会長 「○」、「○」、「○」。

○村上 浩委員 33ページはまだ、全部やってないんだから、33ページはまだ。

○荒川 広委員 やってないのか。

○中村 太委員 だって交通安全計画。

○島村省吾分科会会長 そこはまだあれですから。

○島村省吾分科会会長 その次は後でいきますから。

36ページ、第2章の安心・安全のうち、第2節の消防・救急を議題といたします。

理事者側から補足説明ございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○島村省吾分科会会長 それでは、32ページの施策の体系について。

〔発言する人なし〕

次に、33ページの4年間の真ん中にある応急手当・AEDの実技推進事業。

○荒川 広委員 32、33のことを言ってるの。

○島村省吾分科会会長 そうです。

○荒川 広委員 36は違うの。

○島村省吾分科会会長 まだ、その次です。

○浜野好明委員 残ってるやつ。

○島村省吾分科会会長 残ってるやつです。

○荒川 広委員 この広域的な消防体制の推進なんですけれども、これは結論まだ出てないんだから、おかしいと思いませんか。これ結論出てないんだから。中核市と同じように、まだ結論出てないものは外したでしょう、中核市は、市長の答弁で。これはおかしいんじゃないんですか。今まで議会で言ったことがうそになっちゃいます。

○秋田 孝委員 休憩をお願いしたい。

○島村省吾分科会会長 荒川委員の質疑中なんですけれども。

○荒川 広委員 ああ、そうかそうか、いいですよ。

○島村省吾分科会会長 じゃ、休憩します。

休 憩 (午前11時10分)

再 開 (午前11時16分)

○島村省吾分科会会長 じゃ、今、理事者側の説明ありませんから。じゃ、荒川さん、最初からお願いします。

○荒川 広委員 再開ですね。

○島村省吾分科会会長 再開しますから。

○荒川 広委員 32ページの施策体系の2、消防・救急の4番目の広域的な消防体制を推進しますと、こう言い切っておりますが、これは正確ではないのではないかということです。これについて教えてください。

○小高消防長 この広域的な消防体制を推進しますという文言につきましては、消防の広域化も関連はしていることなんです、メインとします広域的な消防体制につきましては、37ページの224番の広域的な消防体制を推進しますということで記載されていますが、さらにの部分から大規模災害時の救護や復旧に関し、この部分が今回広域的な消防体制を推進しますというふうな文言に対します事業の内容といたしますか、このことがメインとなっていると思います。

以上です。

○荒川 広委員 37ページはまだだめでしょう。そうなってくると、37ページのこの上の4つは要らないということになるわけね。またそこで質問しますけれども。常備消防規模を拡大すること、これ入っているんだけど。

○小高消防長 ただいま申し上げましたように、消防の広域化も含めてと考えまして、このような表現といたしますか、文言にしてあります。

○荒川 広委員 ですから、これは広域化までまだ結論が出ていないんだから、含めちゃいけないでしょうと言っているんです。結論出ていないんだから。

○小高消防長 その件につきましては、この間、市長のほうで議案質疑に対しまして答弁申し上げておりますけれども、今現在、消防広域化については専門部会、幹事会等やりまして、

協議中でございます。もしこれが、消防側としましては、最悪の場合といいますか、よい結果が出なかったといった場合であっても、消防の広域については大変重要であると、また有効的なことでもありますので、検討は続けていかなければいけないのではないかとこのように考えています。ですので、今回、こういうふうな広域的な消防体制というふうなことで表現はさせてもらっております。

以上でございます。

○荒川 広委員 だったら広域的な消防体制の推進を検討しますというならばわかるんですよ、まだ結論出ていないわけだから、検討しますという。ただ、もう出しちゃった以上、もう修正も何もできないと思うので、これはできれば検討しますというのをに入れていただければ、後のほうにも整合性も出てきますけれども、後は後でまたやりますけれども、その辺は意見がもし一致できればありがたいので、質問はいいですけれども、後で議論してもらいたいと。

○末吉美帆子委員 同じものでちょっと質問させていただきたいんですけども、今、第4次の後期計画のほうで見ますと、同じ部分は広域的な消防行政の推進というふうになっていきますよね。今回でいきますと、広域的な消防体制の推進ということで、多少文言が変わっているんですけども、この部分に関しては大きな意味があるのでしょうか。

○森田広域消防課長 一応広域の関係になりますと、以前、所沢、入間、狭山の3市の協議も行っておりまして、そういうことから一応体制ということで、広域的には行政という言い方もよろしいと思うんですけども、新たに検討して進めていくということで、体制ということやらせていただいております。

○末吉美帆子委員 広域的な消防行政を推進するというのでいけば、ずっと今までやってこられたという認識でよろしいわけですよ。その部分に関して、体制整備も含めて少し進むということがあって文言が変わるという意味ですか。それとも、その部分の理念は変わらないということですか。ちょっとよくわかりません。

○森田広域消防課長 現に関しては変わらないと思います。ただ、体制というのは、やはり先ほど消防長がお答えしたとおり、大規模災害とかそういう救護の復旧、近隣市の相互応援体制というような充実強化、そういうふうなものをとらえております。

○島村省吾分科会会長 次に、33ページの真ん中辺にあります応急手当・AEDの実技講習推進事業、この真ん中の行です。質疑ありますか。

[「ないです」と言う人あり]

いいですか。

その次は、飛んでもらって36ページ、37ページ、第2節の消防と救急です。この2ページです。

○中村 太委員 関連もするんですけれども、37ページの基本方針の224なんです、主な取り組みのところ、消防の広域化を推進と書いてあるのと、消防広域応援体制の充実ということが書かれているんですが、その違いというのは何ですか。

○森田広域消防課長 推進ということでございますが、先ほど消防長のコメントがあったと思うんですけれども、消防広域化に関しましては、現在いろんな大規模災害や多様化、また少子・高齢化、それから救急ニーズ、こういうものに迅速にやほり的確に対応していくということは、やはり住民の安心・安全をしっかりと守っていくということで消防広域化を推進し、限られた人員や資機材を有効に活躍することに効果的で充実した消防体制を構築していくことが有効な手法と考えておまして、充実というのはやはり装備関係、そういうものです。一応応援体制を、要はしっかり体制をとって、充実を図っていくというような意味合いでございます。

○中村 太委員 ですから、主な取り組みの2つがあって、上段の広域化を推進というほうが、いわゆる自治体にある今の自治体消防を一つにしていくという意味で、下の部分の消防の広域応援体制の充実という部分は、ふだん市境などでいろいろな災害が起きたときに相互の応援協定等を活用していかに迅速に災害から救出、救助、原状回復ができるかというような話を述べているという認識でよろしいんですか。

○森田広域消防課長 委員さんおっしゃるとおりです。もう一つはやはり体制的な部分の強化ということが、そういうものも推進していかなければ、いろいろなことがあると思いますので、今限られた体制だけでなく、いろいろ協議の中で強化していくという、そういうのも推進ということで考えております。

○中村 太委員 計画期間における目標指標の出火率なんですけれども、これは素案だと、基準値が平成21年度4.1になっているんですが、今回、平成21年度4.0になっているんですけれども、そこは何か後で確定したとか、そういうものなんですか。どういうことなのかというのの一つと、あとは基準値に対して年次目標というのがある種、下の心肺停止傷病者の1カ月生存率もそうなんです、一応基準値に対してある種若干低く設定されているというのとは何か意味があるのかなと、その2つ、お願いしたいと思います。

○大館予防課長 出火率が素案と違うということなんです、これは私もちょっと把握はしていませんが、ここに揚げさせていただいていますのは、全国の平成21年の出火率4.02を4.0というふうに表記しております。

それから、以降の年別目標値が3.8ということで示してございますけれども、出火率に関しましては、数値が低いほど、人口1万人当たりの出火件数が低いという意味でございますので、5%を減じた数というふうにさせていただいています。

○荒幡救急課長 心肺停止傷病者の1カ月の生存率の基準値のご質問でございますけれども、

現状値となりました平成21年の生存率は11.2%で、以降の目標が10%ということで下がっているじゃないかということでございますけれども、平成21年度の生存率、過去5年を考えまして、かなり高い数値となっております。5年間の平均といたしましては、8.8%の生存率でございました。また、全国平均を見ましても、過去3年で4.7%ということで、非常に生存率を上げていくということは難しいというふうに考えております。私どもといたしましては、10%の目標としていきたいというような数値で、掲げさせていただいております。

○荒川 広委員 37ページの224の常備消防の規模を拡大することにより、さまざまなスケールメリットを生かした消防体制の強化・充実が図れるため市民サービスの向上に向けた消防広域行政を推進する。それから、主な取り組みで消防の広域化の推進、それで36ページの右下には広域的な消防行政推進。先ほど、消防長が今検討組織で検討して、メリット・デメリットを出し合って、それでやはり即広域化はやめようということになったとしても、それでも消防の広域化は進めるんだというような話をしているんだけれども、すごく矛盾していませんか。

○小高消防長 同じ消防としての考えは、先ほど広域課長のほうからも説明がありましたが、以前、所沢、入間、狭山で3市の広域を検討した経緯があります。その中でスケールメリットということで、さまざまなメリットが出てきたというふうなことで、また消防の広域化は有効であるというふうな検証結果も出ています。ですので、今回、5市の消防の広域化について検討している段階なんですけど、先ほども言いましたように、最悪の場合、消防側としては悪い結果が出てしまったというふうなことであっても、今、荒川委員のほうからもお話がありましたけれども、引き続いて検証結果でもメリットが出ていますので、やっぱり広域については検討を進めて、その後も引き続いて進めていくというふうなことが重要なのではないかなというふうには思っています。

○荒川 広委員 だから、検討することに異議を挟んでいないんですよ、検討することには。これはもう断定しちゃってるじゃないですか、やると。これは行き過ぎじゃないかというんです、今の段階で。

そういうことなので、しょうがないと思うんですね、これは聞いても。だから、出してしまっている以上は、後どうするかということはこの中でやらなくちゃいけないと思うので、もういいです。

○秋田 孝委員 ちなみにこの出火率なんですけれども、この中の例えば放火に関して、市民の防火意識の高揚に努める、ここに入っているのかな。放火については、要するに市民の防火意識の高揚に努めれば放火が減るといって、そういうふうな判断でいいのかな。

222番の放火のところで触れている高齢者グループホームなどにおける火災の発生、新型

インフルエンザ感染拡大など、災害の態様も多様化しています云々と書いてあるんだけど、放火って結構あるじゃないですか。でも、これ所沢市の独自の総合計画の中に出火率とか云々と書くんだったら、例えば放火の件数なんかも下げていくような、そんな数値なんかも考えたことはないんですか。

○大館予防課長　ただいまのことですけれども、基本的には市民の防火意識の高揚に努めますというところで放火対策も含んでいるというふうに私どもも考えておりますけれども、放火に関しましては、いろいろこういった中でもご説明は申し上げているんですけれども、所沢は決して放火が少ないとは言えないんですが、とにかく年々によって連続的な放火でかなり放火での出火、全体に占める放火の割合が20%台、およそ20%ぐらいが全国的な平均値になりますが、多いときには40%を超えるような年も実はございます。それは特定の人物が連続して10件、15件、あるいは20件といういたずらの、あるいは愉快犯的なものなんですが、そういった放火で、単年度で見ると非常にふえてしまうと、そういうことはありますけれども、そういった放火に関しましては、今11行政区の中で放火を防ぐ地域づくり推進協議会というのを立ち上げてございまして、地域ぐるみで放火されない環境をつくっていきましょうということで対策も講じていますし、この中では個別対策としてそういったことを上げてございませぬけれども、いろいろな広報も当然そうなんです、そういったことを通じて市民の防火意識の高揚を啓発していきましょうということで、種々事業は進めているところでございます。

○秋田 孝委員　何となくそのうちの所沢市でも例えば20%から40%ぐらいの火災の中のうちを占めているということは非常に大きいことだと思うので、それについて、例えば地域に云々という話でお任せしているのもいいんだけど、もうちょっといろいろ第5次総合計画に当たってやるのであって、何かいい施策というか、そういったものをもうちょっと考えてもよかったんじゃないかなというような気もしないでもないんですけれども、11行政区云々という話を今やっていきますけれども、いつから始められたんですか。

○小高消防長　これは平成16年にこの協議会、放火を防ぐ地域づくり推進協議会、平成16年から組織されまして、活動していただいております。

○秋田 孝委員　実際に放火の件数は、じゃ16年度にできてから、今22年度ですけれども、減っているんですか、どうなんですか。

○小高消防長　件数については減っているかというふうなのについては、今把握はしてございませんが、委員がおっしゃるように、放火については、確かに所沢でも多い時期もありました。それで、これを目標指標ですとか、また個別の対策事業として実施をすることにつきましては、突発的などといいますか、年によって違うんです。同じ一晩、当然連続放火みたいな形でもありますし、その年によっては単発的に、ちょっとおもしろがって火をつけたとか

というふうなことで、放火の件数については、放火自体がその年によっていろいろなんです。ですので、それに対する対策はその都度というふうなことで対策はしていますし、また指標としてやるにしても、その件数というか、放火の数が毎年極端に違いますので、ですので目標指標としてはとらえづらいかないというふうなことで、今回は失火率というふうなことで目標指標は定めさせていただきました。

○島村省吾分科会会長 いいですか。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

次に、意見に移ります。

〔「自由討論じゃないの」と言う人あり〕

〔「意見交換」と言う人あり〕

○中村 太委員 先ほどの荒川委員さんの質疑等と関係するんですけども、まず36ページの一番上、第2節消防・救急のキャッチフレーズというか、この節をまとめた言葉なんですけど、実践的かつ効果的な消防・救急体制の整備を進めますという文言と広域的な消防行政とというのが、僕にはかなり落差があるように見えるんです。というのは、実践的かつ効果的な消防・救急体制の整備を努めることが目標であって、広域的な消防行政というのはあくまでその中に包含されるものであるような気がするんです。ですから、広域的な消防行政というものを表に出さなくても、結果的に実践的かつ効果的な消防・救急体制の整備というのがとられる場合に広域が必要であるなら必要だという考え方のほうが正しいのかなと思うので、基本的には広域的な消防行政との部分は要らないんじゃないかなという気がしています。

もう一つが、基本方針の224番の主な取り組みなんですけれども、主な取り組みの2つのうち下段の部分については、これは相互応援体制のことを指していると思われるので問題ないんですが、上の部分については、消防の広域化というのはあくまでも手段であるので、まさに推進を行うということではなくて、ある種メリット・デメリット等を慎重に判断するという検討段階にあるのかなという印象が強いので、消防の広域化の推進を検討ぐらいにしたいほうが現状的確になるのかなという気がしますので、一つの意見として申し上げておきます。

○荒川 広委員 私もそのことに賛成なんですけど、少なくとも以前、議会では修正案でしたっけ、これが17対15、あれはだから消防広域化に反対という意味が15あったわけですね。百歩譲って賛成の方の立場に立ったとしても、まだ結論は出ていないわけです。今、検討組織をつくって検討して、これからだというふうに、それなのにここで断定しちゃって議決なんかしちゃったら、それこそ情勢と違うふうになってしまうわけで、そういう意味では、検討だったらそのとおりなので、中村委員が言ったように、消防の広域化の推進を検討する

というふうにして修正してもらいたい。

あと、その隣の224の文章もそのように、そういうふうに解釈できるように修正してもらいたいなど、私は思うんですけども。

○村上 浩委員　ちょっとニュアンスが少しずつ違っているんだと思うんですけども、消防行政の実践的かつ効率的な消防・救急体制ということを考えれば、これは広域化していくということは、これは当然メリットがあるんだと思うんです。ただ、メリット・デメリットという問題というのは、職員体制をどうするとか、財政的にどうなるんだとか、そういったことというのがやっぱりいろいろ検討していくことが必要なんだというふうに思うんです。いわゆる消防行政、あるいは救急体制というのは、ある意味でいうと広域化というのはメリットがあるというふうに判断しているということであれば、そういった観点でいえば、僕は中村委員の言うように、別に広域的なという言葉を入れる必要はないし、そういった中で広域化ができるかできないかという議論を検討しているというのは、これは広域化が必要な分、体制として必要だというのは、これは恐らく決まっている話なので、あとはさっき言った財政の問題とかというのを今検討している段階ということの表現としては、別に広域的ということを入れなくても、具体的にはそういった方向性で進んでいるということのを落とし込んでいけばいいんじゃないかと、僕はそういった考えです。

それはある程度、荒川委員さんのことも考慮に入れて、まとまるならまとまれば、僕らから見たら、広域化を推進するというのは全然悪くないと思う。ただ、そういったまとめるのであれば、あくまでもいろんな議論というのは、例えば議決をとったときも、じゃ所沢市の財政的に、もっともっと財政負担がふえるじゃないとか、そういった議論というのは当然あるんだと思うんですが、消防の行政の体制からすれば、やっぱり広域化していくことのほうがメリットが、体制としてはメリットがあると思うので、それを実現するためにどうとるんだということを検討しているとか、推進をしているとか、推進という言葉なのか、図っていきますということなのかは別にしても、もしその辺のところでもまとまるのであれば、そういったことの表現の仕方を、位置づけをしっかりとした上での表現を変えていくということもいいんじゃないかという気がします。

○中村 太委員　具体的にはどの辺でまとまるかなという具体的な提案を申し上げると、まず表題の部分の「広域的な消防行政と」を削除、もう1個は224の「広域的な消防体制を推進します」の部分の文章中の「市民サービスの向上に向けた消防広域行政を推進します」を「検討します」、主な取り組みの「消防の広域化を推進」じゃなくて「の検討」ぐらいかなど。

○末吉美帆子委員　第4次所沢市総合計画より下がるよ。4次は取り組みますと書いてあるよ。

○中村 太委員 第4次所沢市総合計画では前の入間、狭山の。

○島村省吾分科会会長 自由討論でよろしいですか。

○浜野好明委員 私は、うちの会派の考え方としては、消防行政に熟達した人がいるので、その方のアドバイスを受けると、広域的な消防行政という言葉を外すと、今論点となっている重要なものがはがれてしまうだろうと。象徴的な言葉だから、これは難しいというのが結論です。

それと、224についても、これは執行部としてこの第5次総合計画の中で、この広域行政を進めたいと、こういう意思のあらわれでしょう。それは無理だよということであれば無理だということしかないのかなということで、私どもはこの意思を良しとするという立場なので、何ら変更する必要はないという、非常にさっぱりした結論しかないんですけども、こういう意思の表明をさせていただいて、自由討論の一つの考え方として出させていただきます。

○中村 太委員 浜野委員さんにお聞きしたいんですけども、32ページの施策体系というの、僕は広域的な消防体制というのは少し浮いて出てきて見えてしまうんですが、なぜかと言うと、一番最初の目標というのは、市民、地域、市が協力して安全に暮らせるまちですよ。その中に消防・救急という位置があって、その中に4番があるんですけども、4番というのは必ずしも一番前の市民、地域、市と関係ない感じがするんです。だって、これはほかの市の話になっちゃっているんです、急に。ただ、それは一部は相互応援協定みたいな話もあるということなんですけれども、そもそもこの4の内容というのは、消防力の充実を図りますという1の内容に包含されていると思うんですよ。消防力の充実を図ることで、結果的に広域的な消防体制が求められるということはあっても、別の問題として広域的な消防体制を推進するという意味にはならないと思うんです、その前の目標からしてみても。

そうなってくると、やはり2節の冒頭の「広域的な消防行政と」という言葉というのはかなり浮き出ていると思いますし、推進に対しての検討はともかくとして、それを断定的に決めてきてしまうというのは、今までの議論の経緯等を考えても、ちょっと踏み込み過ぎな印象を持つんです。だから、そういう意味では、荒川委員さんなんかのお考え等を踏まえると、どこかの部分ではこれは、だから私はもう32の節のことは今は問題にしていないですけども、修正に対しては。ただ、やっぱり2節の目標の部分や細部の部分については、そこらの踏み込み過ぎの部分で少し角を取っていくというような作業が必要なのかなと思うんですけども。

○浜野好明委員 たくさんすばらしいお話を伺ったんですけども、消防力の充実って、消防力の中では火災予防対策の救急体制、緊急業務体制も多分入ってきちゃっていると思うんです。そのすべてが当然入ってきている中の一体系の中で、消防力から火災予防対策も含め

て、こういうのをどんどん出してきているという形の中で、スポット的に広域行政と広域的な消防体制というのはやっぱり体制として維持しないと、消防力を担保できないと。この2つが一体となっているんだよという、そういう意味合いで理解していただければわかりやすいんじゃないかなと。そうなる、もう消防力そのものに対する価値観というか。……

○中村 太委員 広域的な消防体制というものがスポット的になっているのが、この中から僕の中では浮いて見えるというか、感じられる。2節の一番最初に書いて……

○浜野好明委員 体制なんだ、体制。組織というものの考え方を、こういう組織づくりをしないと消防力を維持できないという考え方、これのいい悪いはいろいろあるんだろうけれども。

○中村 太委員 いい悪いじゃなくて、同じことを言っている中で、例えば表題で体制のことを言っているにもかかわらず、前に広域的な消防行政と出てくるというのが、まさに浜野委員のロジックと言っていると、私はよくわからないなど。

○浜野好明委員 そうかな。私としては非常にわかりやすい話をしているつもりなんだけれども。

○島村省吾分科会会長 じゃ、これはあれだから。じゃ、意見はいいですか。

○中村 太委員 先ほどのだから、そこの部分の……

〔「意見じゃない、意見交換」と言う人あり〕

○荒川 広委員 交換している。

○浜野好明委員 調整できるかどうかということで今話し合いをしている。私はこういうふうに調整してくれればありがたいと言っているけれども、向こうはだめだと。原案どおりでいいと言うんだから、それだけのこと。

○中村 太委員 浜野さんは調整できないという話でしょう。

○浜野好明委員 いや、私は原案どおりでいいんだということだから。

○中村 太委員 だから、調整はないんでしょう。

○浜野好明委員 そっちが、いやこれ納得できないと言うんだったら難しいなということだよ。

○中村 太委員 私は提案をしたじゃないですか、場所、場所、場所で。それは全部だめということか。

○浜野好明委員 だめ。だって、原案どおりでいいんだから。

○村上 浩委員 調整が取れないのであれば、私はこの原案のとおりでいいです。

○島村省吾分科会会長 だから、最初からいきますから。じゃ、32ページは、施策体系は全体でこういう

33ページの4年間の重点目標は、これはそれでよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

じゃ、「○」で。

その次の今申しあげました36ページと37ページの第1節の消防と救急については合意がとれませんが、「△」でよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

〔「意見のほうをよく言って、整理してね」と言う人あり〕

それは書いていますから。

○村上 浩委員 分科会会長、議案のままでいい人の数とかというのはとったんですか。

〔「採決はしないんだよな」と言う人あり〕

○島村省吾分科会会長 採決はしないです。

○吉村健一委員 だけど、採決するのに、最終的にはどちらの意見が多かったという程度のことは聞いておかなくていいんですか。

○荒川 広委員 だれがどういう意見を言ったかを確認しないと。

あれは単なる意見交換の場での話でしかないんだ。

○浜野好明委員 確認したほうがいいんじゃないか、一応。

○荒川 広委員 私のほうは、意見いいですか。私意見言いますよ、意見交換会じゃないから。意見ですね。

改めて先ほど中村委員が言ったように、第2節消防・救急の広域的な消防行政とという部分は削除、それから37ページの、中村委員と同じように、224の文章の中の消防広域行政の推進を検討します。それから、主な取り組みも、消防の広域化の推進の検討というふうにしてもらいたい。

○浜野好明委員 原案のとおり。

○村上 浩委員 まとまらないのであれば原案のとおり。

○中村 太委員 私も同じ意見、荒川委員と。全く同じです。

○島村省吾分科会会長 じゃ、消防・救急のところは「△」でお願いします。

〔「ほかの人は聞かないでいいですか」と言う人あり〕

○浜野好明委員 ちょっと確認だけ。意見を出さないということは、どういう意味だか、どういうふうな推察すればいいのか。原案どおりという見方でいいのか。そんなことも関係なく、意見がなかったということでもいいのか。分科会会長さんの見解というか。

○村上 浩委員 結局、分科会会長が幹事会に出たときに、その雰囲気や伝えなきゃいけない。分科会会長がわかっていないといけないんじゃないですかということ。

○浜野好明委員 そういうことなんです。

○中村 太委員 あとは「△」だから。「△」ということは、当然原案もいいという人もい

らっしゃったということでしょう。

○島村省吾分科会会長　　じゃ、そういうふうにしておきます。

第2章の同じように、安心・安全のうち第3節の防犯等を議題とし、理事者側から説明はありますか。

〔「特にございませぬ」と言う人あり〕

33ページの、32ページからありますけれども、ここに施策体系の3というのがあるんですけども、ここで何か質疑ありますか。3の1、2です。

なければ、その次、33ページの分野別の主な計画。これはなしですね。

その次、ちょっと飛んでもらって、38ページから39ページ、この2ページの防犯、第3節、そこで何かありますか。39ページ、第3節防犯。

〔「ありません」と言う人あり〕

ありませんか。このままでいいですか。

○末吉美帆子委員　　質問でいいんだっけ。すみません。指標が今回1本になったんですけども、その理由って何かあるんでしたでしょうか。自主防犯パトロールのみですけれども、行政側の目標値みたいなものはないのでしょうか。

○内野危機管理課主幹兼危機管理課防災対策室長事務取扱　　第4次ですと、侵入と犯罪の件数の減少という指標を出しておったんですが、これにつきましては指標が非常に出しにくいというところをございまして、削除させていただきます。

○末吉美帆子委員　　ほかに、先ほど例えば危機のほうで検討したという話がありましたけれども、その中で何かないんですか。ないのでしょうかね。

○内野危機管理課主幹兼危機管理課防災対策室長事務取扱　　現在のところございませぬ。

○村上 浩委員　　今、振り込め詐欺の発生件数とか、総額どのぐらい被害に遭ったとかというのわかりますか。

○内野危機管理課主幹兼危機管理課防災対策室長事務取扱　　11月現在でございませぬ、28件でございませぬ。被害額は約4,600万円でございます。

○村上 浩委員　　これは近隣他市と比べて数はどうなんでしょうか。多いんでしょうか。

○内野危機管理課主幹兼危機管理課防災対策室長事務取扱　　残念ながらワースト1位ということでございます。

○村上 浩委員　　それに対する取り組みみたいなものというのは、この4年の計画の中では特にはしなかつたんでしょうか。

○内野危機管理課主幹兼危機管理課防災対策室長事務取扱　　4年間の計画の中ではございませぬが、現在、防災行政無線等を使いまして、振り込め詐欺については啓発中でございます。

○村上 浩委員　　この基本計画の中で、そこら辺のところの取り組みというものをしていこう

というような、検討しなかったんですか。

○内野危機管理課主幹兼危機管理課防災対策室長事務取扱 振り込め詐欺等の防犯対策なんですが、これまでの取り組みの中の青色回転灯の装着パトロール車によるパトロールの実施の中で、振り込め詐欺についての広報等啓発活動につきましてやっていくということを検討してまいりました。

以上でございます。

○村上 浩委員 だから、近隣他市と比較しても、いわゆるワーストワンという結果になったわけですね。そこを所沢市としての課題として、この振り込め詐欺を減らしていこうという、そういうような取り組みを課題として取り上げて、方針として打ち出して取り組んでいくというようなところまで、この振り込め詐欺についてはテーブルにのらなかったということですか。

○内野危機管理課主幹兼危機管理課防災対策室長事務取扱 そのとおりでございます。

○末吉美帆子委員 これ消費生活のほうの苦情相談とかありますよね。今の消費者被害みたいなお話ってありますよね。訪問販売も含めて、詐欺商法ですよね。そこについては所管はどこなんですか。消費生活センターだから……。

〔「それは次なんです」と言う人あり〕

だとすると、そことの連携というお話で何らかに取り組まないと、つまり所管が両方にまたがるんじゃないかという気がしているんですけども、そここのところの連携とか話し合いというのはあったんですか。

○内野危機管理課主幹兼危機管理課防災対策室長事務取扱 消費生活センターとも連携しております。

○末吉美帆子委員 今、村上委員さんがお伺いになったお話というのは、ある意味どちらになるんですか、責任というか、所管というか。防犯なのか消費者被害なのか、そこについての対応はどちらがやっていくのかというのが、今の話だとさらにわからなくなっちゃったんですけれども。

○内野危機管理課主幹兼危機管理課防災対策室長事務取扱 振り込め詐欺につきましては防犯対策室になると思います。

○末吉美帆子委員 その上で対応は、先ほどおっしゃった、防災無線なんかでおっしゃっているのは聞いたことがありますけれども、そういった対応策をとっておられると。

○内野危機管理課主幹兼危機管理課防災対策室長事務取扱 対策としては先ほど申し上げましたように、さまざまな啓発活動を行っております。実際はこれは犯罪でございますので、警察の管轄になりまして、我々では広報紙ないし防災無線放送にて、詐欺にかからないようにという防犯の見地からの広報ということになります。

以上でございます。

○島村省吾分科会会長 いいですか。じゃ、38、39の質疑はありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

じゃ、質疑を終結します。

次に、意見交換といたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

なければ、2ページのところに「○」をお願いします。

ここで説明員の交代をお願いいたします。

○小高消防長 32ページの関係で。消防・救急のところ、先ほど中村委員のほうから、消防力の充実を図りますの中に、この消防力の中に、4番の広域的な消防活動を推進しますが含まれるんじゃないかというような意見といますか、あったんですが、これの作成の担当部としましては、ここでいう消防力というふうなのは、消防力の基準を定める告示というのがあるんですが、そこでいう人ですとか、あと施設、また機械器具、これらを消防力というんですが、それをいってまして、この中には広域的な消防体制を推進しますというようなことは含まれないというふうなことで判断していただければと思います。

以上です。

○中村 太委員 私のロジックが壊れちゃった。

○島村省吾分科会会長 次、予定では交通安全に入る予定なんですが、市民環境のほうはまだ終わっていないので、申しわけないのですが、第8章、行財政運営のほうでお願いします。

休憩（午前11時17分）

再開（午前11時20分）

○島村省吾分科会会長 それでは、第8章、行財政運営の第1節の行政経営を議題とし、理事者側から説明を求めます。

〔「特にございません」と言う人あり〕

それで、116ページと117ページは最後にしまして、第1節の118ページから議論をしていきたいと思います。118ページの行政経営について。118と119ページ。

何か質疑はありませんか。

○末吉美帆子委員 これ多分815のITのところだと思うんですけども、基幹情報システムみたいなものあれがありましたよね。ITね。すみません。それで、この住基系システムのオープン化については、どこまで進めるつもりなのか、ちょっとよくわからないんですけども、そこについて教えていただきたいのと、前期というか、これまでの議論の中で、自動交付機について進めるという部長答弁が過去の中にあっただというふうに思うんですけども、そこについての進捗状況と今後のこの計画の中での予定について、全く見えないんで

すけれども、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○内野情報統計担当参事兼情報統計課長事務取扱　まず最初に、住基系のオープン化ということでございますけれども、これまでは汎用機で処理をしておりましたものを、サーバーを使って処理する住基系のオープン化ということで、こちらのほうは住基と関連するものでございまして、23年10月からそのようになるように、現在開発を進めているところです。

そして、今委員さんが言われたように、自動交付機の関係でございますけれども、こちらについては、23年10月から稼働しまして、その後住基法の改正というのがございます。こちらのほうが、24年7月までには稼働させるということでございますので、その辺が終了した後に、自動交付機ですればいいのか、今しておりますコンビニ交付、こちらのほうを進めればいいのかということで、今検討をしているところです。ですので、まずオープン化をして稼働させて、それから住基法改正に対応して、その後に、今言われたようなことをできればというふうに計画をしております。

以上でございます。

○中村 太委員　基本方針のほうですけれども、総合計画の実現を図るため、成果や効果などを重視した資源配分を行いますの後なんですけど、総合計画への貢献度などを評価しと書いてあるんですけども、総合計画への貢献度というのはどうやって評価するんですか。評価基準はあるんですか。

○加藤政策企画課長　総合計画への貢献度ということでございますけれども、市の行政評価のシステムで評価等を行っております。事業レベルにつきましては事務事業評価、また現在の総合計画について、各節につきましては施策評価、それと各章につきましてはまだ公表の段階には至っておりませんが政策評価での評価を検討しておりますので、第5次総合計画に対する計画の評価に、貢献度の評価ということにつきましては、同様に行政評価の制度を活用して評価していきたいというふうに考えております。

○中村 太委員　具体的に第4次所沢市総合計画から第5次所沢市総合計画になるので、どうやって評価が変わるんですか。変わらないんですか。その貢献度というのは客観的にわかるようなものなんですか。残念ながら今回の総合計画を見ていて、評価の客観性という意味ではかなり精度が低い気がするんですけども、その辺についてはどのように改善されるんですか。

○加藤政策企画課長　現在の評価制度につきましては、確かに第4次総合計画に沿ってのものでございますけれども、それぞれの施策の内容につきまして、今回の議会でも指標ということでアウトプット、アウトカムというような議論がございましたけれども、政策の内容によりまして、それらのどの指標で評価をしていくということが基本になるかと思っておりますけれども、それにつきましては第5次が開始するため、さらに検討のほうを進めていきたいと考

えております。

以上でございます。

○中村 太委員 現状で指標と事務事業評価表や政策評価表における指標と総合計画の関係というのをどういうふうに考えているのか、何かこれからこういったふうにやっっていこうというのはあるんですか。できれば具体例を示してお答えいただければなと思うんですけども。

○鈴木政策企画課主幹 第5次総合計画の計画に合わせまして、今年度の実施計画、まだ総合計画のほうは議決をいただいている状態なんですけれども、仮に5次に合わせた場合ということで実証しているところなんです、その際に貢献度というところでは、うちでは重点課題というのを4つ掲げておりますことと、あと各章立てのほうに、今後4年間、重点的に取り組む事業というのがございます。それらとの来年度の事業の関連性、そういったものの強さによって資源配分はしていきたいと。あとなお各節に掲げられております今回の811というのもそうですけれども、基本方針または主な取り組みというところとの関連性、貢献度、これまでの貢献度というところで判断をして、ランクづけをして、あと資源配分をしていくということでございます。

○中村 太委員 じゃ、実施計画のつくり方が変わるということですか。それとも、実施計画は既存の第4次所沢市総合計画のやつと同じパターンでいくということなんですか。

○鈴木政策企画課主幹 おおむね実施計画のやり方としては同じなんですけれども、今年度からは4つの課題にどのぐらい関連しているのか、または重点事業とどのように関連しているのかというのは識別ができるような形で資源配分をしております。

○中村 太委員 何が言いたいかということ、実施計画段階での総合計画に基づいた成果指標というものは明らかになっていないんですよ、大体うちの場合というのは。事務事業評価表のときに急に新たな段階というのがどんどん出てくるような印象があって、もし事務事業評価表や施策評価表の中できちっとした評価の設定、評価指標というものが位置づけられるのであれば、それは実施計画に盛り込むべきだと思うんです。それに基づいて事務事業評価表や施策評価表というのは自動的に評価されるべきであって、その評価指標を総合計画に基づいているか、基づいていないかが、総合施策部を中心に皆さんで話し合っただけのようなシステムになっていかなきゃいけないと思うんですけども、それがまさにトップマネジメントに至る範疇だと思うんですが、いつも思うのは、大体その予算と施策というものがばらばらに連動していて、予算の配分があって、勝手に原課がある程度総合計画を見ながら、自分で整合性のとれそうなものをぽこっと出してきて、それについてどのぐらいいったかというのを後で報告があると。そこに実施計画の話というのは全く連動してこないんです。予算配分の問題だけにとどまっている印象なんですけれども、その辺どう改善されるんですか。

○加藤政策企画課長 実施計画についての予算配分という話がございましたけれども、現状の予算配分につきましても、実施計画レベルで、まず事業を実施するしないという判断を行っております。それは実施計画の調整会議を経ています。まず所管である政策企画課のほうで判断いたしまして、それに基づいて総合政策部、財務部と調整会議を開き、その後、副市長、市長とのヒアリング、あるいは政策会議での決定を受けて事業の実施ということを考えておりますので、そういった意味では、予算についてはそういった決定を踏まえての内容になっております。

○中村 太委員 その実施会議における優先順位のつけ方と予算のつけ方という部分が、客観的に公開されていないと、その評価が適切か、適切じゃないかというのがわからないんですよ。それが実施計画の段階の記述レベルにおいても、事務事業評価表においても、その部分、その大枠の予算配分等どれだけ評価しているんだという部分が明らかじゃないんですね。だから、その部分を実施計画や総合計画に、少なくとも総合計画にはそのやり方がのっかっていて、実施計画にはその内容がのっかっていてというようなシステムの組み方をしないと、幾ら評価をしていると言われていわれても、その評価というものはどこにいつてどうなっているのか、どこまで客観的なかがわからないんです。その辺についてどう考えますか。

○加藤政策企画課長 確かに毎年度の実施計画につきましては、今の総合計画の中にその都度盛り込むというような形では行っておりませんが、それぞれ年度でローリングしております実施計画の内容に、評価という結果までは表記が不十分かもしれませんけれども、状況は公開あるいは提示するような形で現在は進めております。

○中村 太委員 だから、それがちゃんとある程度客観的に、そしてだれにもわかるような形で実施計画を組んでいかないと、後で事後評価ですばらしいことやっているよなんていう話になっても、それは予算配分のときの合意決定に資料として全然役に立たないんですね。だから、その部分というのはある程度実施計画で5次総になって変えていただかないとわからないと思うので、これは質問してもしょうがないので、そういったことです。

質問なんですが、今度は違う場所にいきまして、今までもトップマネジメントの強化ということは非常に言われていたんですけども、118ページにあるトップマネジメントの強化というところ、今まで4次総でもやってきたんだと思うんですけども、今まで何をやってきて、これからトップマネジメントの強化といったときに何をやるんですか。この施策が全然見えてこないんですけども、今までと今後についてどう取り組むのか、お示しいただきたいなと思うんですけども。

○加藤政策企画課長 今ご指摘のトップマネジメントの強化ということでございますが、まず811の基本方針の中で、計画行政を推進するということがございまして、その中の計画

行政のとらえ方としますと、資源、予算の配分という要素、あとトップマネジメントの強化というような要素があるというふうに考えます。トップマネジメントの現状でございますけれども、トップマネジメントにつきましては、庁内の最高決定機関でございます政策会議が最終的な決定機関でございます。政策会議に至るまでに関連の所管の部署を集めた調整会議等も開催をしまして、より所管のレベルから議論をいたしまして、最終的には政策会議でご判断をいただくというような形で現在は進んでおりますので、基本的には第5次になりましたも、その形については踏襲されるものと考えております。

以上です。

○中村 太委員　もっとわかりやすく言ってほしいんですけども、今まで何をやってきて、今度何をやるんですかという話なんです。別に政策調整会議があるだとか、政策会議があるだとかじゃなくて、今まで何をトップマネジメントの強化ということで4次総のときにやってきて、これから5次総になってトップマネジメントの強化と書いてあるときは何をやるんですかと。だって、それが今の段階でわからなかったら、実施計画わからないじゃないですか。だから、何なんですかという話なんです。今までやってきたこととこれからやることを、別に普通に言ってくればいいんですけども。

○鏡政策審議担当参事　これまでトップマネジメントの中には、今課長が申し上げたような組織での調整のほかに、一つは部長による組織マニフェストの作成を昨年からやっております。あわせて、それに関連してなんですが、各部長における目標管理シートの設定、これは組織マニフェストとの連動によって、それぞれの部での事業の進捗を図るものでありまして、それに係るヒアリングを市長、副市長交えて行っております。あわせて、試行的に現在政策評価の進捗管理を進めておりますので、これらについて5次については実施していくということになります。

以上でございます。

○浜野好明委員　118ページの題の分に載っているやつですけども、行政経営の中の限られた資源の中で、戦略的、自律（自立）的行政経営を進めますと、この言葉を幹事会で問題にしているの、一応引っかけはするんですけども、それとは別個に、この文章の中で全体118から119の中で、どこかほかに自律（自立）的という言葉がどういうふうに使われているのか、ちょっと見当たらないんです。例えば課題の整理、これは118ページの中の今言われたトップマネジメントの強化により戦略的に行政経営を推進すると書いたの、じゃ何で自律（自立）的というのが書いていないのと。戦略的に行政経営を推進するのに、当然、頭に、カガミに自律（自立）的というのが入っているのに、こちらでは入れていないのはどういうことなのかなと。まずそこからお聞きしたいんですけども。

○笹原総合政策部長　まず、自律（自立）のお話なんです、律するとする自立ですよ。

ここの辺のお話かと思うんですけども、これにつきましては、基本構想に掲げます自立、これは市民や地域が主体となって取り組む自立にあわせて、市も自治体として自立をさらに進めるまちとして、国や県からの権限移譲などをさらに進めて、市民サービスの向上につながるものは今後積極的に受け入れていくということで、幹事会でもお話をさせていただいていますが、ここで8章の1節で使用しています自律については、限られた予算の中で確固とした戦略を定めて自律し、みずからを律し行政を行うことと協議するというところで律するを使っております。

自立は基礎自治体として地方分権の進む方向性を見定めて、市の体制を整備して、健全な財政状況を維持することに加え、市民との役割分担を踏まえた上で、自治体としてやるべきことは、地域の課題にも的確、迅速に対応していかなければならないということとございまして、今お話差し上げましたことから、自立は、より広義にとらえて考えておりますことから、自律を包含するものと考えておまして、そういう意味から含めまして、一番頭で戦略的に自律(自立)的経営を進めますということで前段で言っておりますので、課題の整理のほうには書いておりません。

以上でございます。

○浜野好明委員 何かようわからん説明だったので、わからんとか質問のしようがないので、それ以上は聞きませんが、少なくとも自律という言葉からすると、前々からの執行部の説明は、これからの地方自治体のあり方を言っているよということが中心的課題だろうと思うんですけども、違った意味も自律(自立)という言葉の中には包含されているというのは、前々から言っていた私たちの立場なんですけれども、そういう意味では、戦略的という言葉自体が、はっきり言ってよくはやっている言葉で、これも難しい言葉なんですけれども、戦略的にやるということは非常に柔軟にやるという考え方ですよ。自立投資とかという言葉に限定していくと柔軟性がなくなってしまうんじゃないのと。この自立の意味は、地方自治法にいう権限の移譲ということで動いていって、なるべく社会的な主体的な地方自治体の運営という意味では否定はしない部分はあるんですけども、対立する概念として、地方政府との対立という位置づけとか、そういう評価をする学説もあるようですから、あえてこういう言葉を使わないほうが、柔軟に行政経営ができるんじゃないかという意見もありますけれども、部長さんはこれに対してどういうふうなお考えでしょうか。

○笹原総合政策部長 国のほうでは、幹事会でもお話がありました地域主権の関係で、いろいろな議論があることは承知しております。ただ、何度もお話ししますように、ここでいう自立については、先ほどもお話ししたように、市民が自立していくことと、それに合わせて市が基礎自治体として自立していくということで考えておりますので、国のほうではいろいろな考え方があるのを想定しておりますけれども、私どもではそういう意味として使ってお

りますので、それをご理解いただければと思っております。

○中村 太委員 当初、素案では、例えば基本方針の813ですけれども、自治体ランキングに着目した取り組みの推進という形になっているんですけれども、自治体ランキングという個別具体的な言葉は消えて、選ばれるまちという言葉に変わっていくんですね、案になって。選ばれるまちということになってしまうと、物すごい大きな話じゃないですか。そうすると。本来であれば限られた資源の中で戦略的に自律（自立）的行政経営を進めますというのは、選ばれるまちを目指すからやるんですよね。なのに、選ばれるまちのほうで課題の整理の中の下段になっちゃっているというのは、計画的に言うのであれば、選ばれるまちを目指すから戦略的・自律（自立）的行政経営を進めるはずなんだけれども、自治体ランキングに着目したというのはすごく、僕は視点としてはすばらしくて、施策としても具体的であるし、こちらのままであるのであれば、この第1節の示す表題といのは適切だと思うんですけれども、これが選ばれるまちという言葉が入ってきたがために、包含関係が逆になっている印象があるんですけれども、それはどうですか。

○鈴木政策企画課主幹 委員さんおっしゃるとおり、以前、こちら813の基本方針では、自治体ランキング等を引用した形で記載をしておりました。こちらの表記なんですけど、市民検討委員会との協議の中で、委員さんのほうから、余りにも個別のこのランキングについてもいろいろな評価の方法があって、客観性という面でいろいろ問題があるんじゃないのというようなご意見がございまして、こちら自治体ランキングという個別の名前を変えて、これからはこの総合計画で目指していく、選ばれるというフレーズを使いまして、このように基本方針の名称を変えたということでございます。

○中村 太委員 例えば自治体ランキングで頑張るみたいな話のほうが、僕は自律（自立）的行政経営だし、戦略的行政経営だと思うんですよ。そういった部分のキーになるワードというものがそんなに簡単に変えられてしまって、変えたのにもかかわらず、第1節の表題というのは変わらないという状況というのは、余り望ましくないんじゃないかと思うんですけれども、どういうふうな、そこでご説明がなかったんですか、いやこれは違うよという市民の方々に。

○鈴木政策企画課主幹 そのあたりでは議論はしたんですけれども、やはり自治体ランキングという特別な、個別のいろいろな要素で、こちらが指定できる要素でよその自治体と比較をするというものではなくて、そちらのランキングをつけている側のいろいろな趣旨で変えられてしまうものだから、そういうものは使わないほうがいいんじゃないかという議論がございまして、我々の求めている選ばれるまちということで、これを変えさせていただいたものでございます。

○荒川 広委員 まず811、総合計画の実現に向けた計画行政となっておりますが、まず聞

きたいのは、この811とか812、この記号というのは、これはいわゆる基本計画事業と言われるものなんですか。最後が844なんですが、この844が基本計画事業と言われるものなのかどうか、まず聞きたい。

○鈴木政策企画課主幹 この基本方針の番号につきましては、基本的には事業というとならなくて、番地をつけているという形で、何章、8章の1節、何番目の基本方針であるという番号でございます。事業というものとはちょっと違うんですけども。

○荒川 広委員 そうすると基本計画事業というのは、本当に皆抽象的だから、何なのかというのが全然見えないわけです。そういう中で実施計画だけはぼんと出たわけですよ、具体的に。この基本計画から、何で実施計画につながるのかという、それには基本計画があいまいだからやりやすいというものもあるんでしょうけれども、それはどういうふうにして実施計画に落とすんですか。

○鈴木政策企画課主幹 基本計画におきましては、章立てと節立てがございまして、この811という基本方針の番号は中柱という形で位置づけをしております。この中柱に実施計画におきまして、その中柱に実施計画における各事業が位置づけをされまして、それぞれランクづけをしまして予算をつけているという、そういうような組み立てでございます。

○荒川 広委員 つまり私たちは今、基本計画が議決事件になっているもので、基本計画を議論しているわけですよ。基本計画の抽象的な主な取り組みとか抽象的な文言から、何でああいう実施計画の具体的なものが出てくるのかというのが理解できないわけですよ。そこについて。

○鈴木政策企画課主幹 基本計画のレベルでは4年間の計画となっておりますもので、なかなか個別具体的な事業を載せるというのは限定的なものになります。そういったことで、各章立ての先頭には4年間重点的に取り組む事業ということで、4年間を想定した事業としては各章立てで載せさせていただいております。

○荒川 広委員 その4年間の重点事業というのが、トータルすると、全体の予算のたった5%分なんですよ、見てみると。後で財政にも出ていますけれども。そうすると、じゃ私たちは、たった5%の部分だけの議決しかできないのか。その他の事業は抽象的だから、だからこれは本当に行政が自由にできるということになるんじゃないかと思うんです。議決事件にはなったけれども、余り縛りが無いじゃないかと思っちゃうわけですよ。その辺について。

○加藤政策企画課長 4年間に重点的に取り組む事業の予算の枠が、予算の総額に対して5%というお話ですが、重点的に取り組む事業につきましては、ゼロ予算事業も含めておりますので、予算の大きさ、額の大きい小さいということも一つの要素ではありますが、それだけではないということで、パーセント的には少ないですけども、この重点的に取り

組む事業につきましては、それぞれの章においての重点的な事業という位置づけにはなっておりません。

以上でございます。

○荒川 広委員　これ最後にしますけれども、財政のところであれなんで、関連しているんで、ちょっとこっちもめぐりながら見ますけれども、大体867億のうちの重点事業が42億。本当にこれ5%ですよ。それで、一般行政経費等とあるんですけども、この中に基本計画事業にかかわる、867億すべてが基本計画事業にかかわるものじゃないですよ、多分。こうした重点事業、またその他の基本計画にかかわる事業というのが、多分大枠で幾ら幾ら、予算の大体どのくらいとあると思うんですけども、その辺なんかは別に積算とか何かはないんですか。

○加藤政策企画課長　特に4年間の財政予測のページですが、重点事業に係る事業費につきまして、例えば枠を設けて、この中の枠でというような設定の形にはなっておりません。以上でございます。

○鏡政策審議担当参事　この計画を出すに当たって、財政と調整の中で、現状は経常収支比率を見ると約9割ぐらいになっているという状況から、現実には投資的な経費については約1割ぐらいであろうという予測を立てたところです。あわせて、そういう中での重点事業の5%でありますので、数字としては全体としては低いようには見られますけれども、実際の事業としては妥当な額という認識を持っております。

以上でございます。

○荒川 広委員　もう一回確認しますけれども、そうすると、全体の予算の投資的経費は1割、重点事業の額はその半分ということでもいいんですか。そういう理解で。

○鏡政策審議担当参事　基本的にはそういう考えです。

○末吉美帆子委員　これまでの主な取り組みの中に、第2次所沢市定員適正化計画と所沢市民間委託推進計画があるんですけども、今後の進め方の中で、この2つの計画をまず使われるのかどうかということと、この計画ですけれども、これまでの進捗状況を見た感じにおいては、非常に現実の進捗状況と計画との間に乖離があったように感じています。これ毎年ローリングしないと、余りにも計画として掲げているにもかかわらず、現実と違って、都合のいいときだけ名前が出てくる計画かのような印象なんです。なので、今後どうされるのか、その点についてちょっとお伺いいたします。

○加藤政策企画課長　まず、定員適正化計画、民間委託推進計画につきましては、それぞれ計画期間が平成17年から平成26年までの10カ年の計画でございます。今回の第5次総合計画につきましては、期間を両計画と合わせるとうということではございません。民間委託推進計画、定員適正化計画につきましては、それぞれ計画に沿った取り扱いができるよう

に毎年対応しているところがございますけれども、今乖離というようなお話がございましたが、昨年度、両計画とも見直しを行いまして、10年間の計画の後半につきましては、今年度を始期といたします今後5年間ということで、計画を見直しております。それ以降の計画期間が終わった段階においては、また総合計画のほうも意識しながら、適正化計画あるいは委託化計画というようなことも検討していかなくてはならないかと思っております。

○末吉美帆子委員 確認です。総合計画と先ほどの2つの計画は、まず総合計画の中で位置づけられるんですか。そこを確認です。それから、毎年の進捗状況に合わせてきちんとローリングをされるのかどうか。

○加藤政策企画課長 まず、総合計画と両計画の関係でございますけれども、これにつきましては、行政経営の中で、限られた資源の中での戦略的な行政経営というようなことをとらえておりますので、そういった意味、職員が直接しなくてはいけないところについて適正に職員を配置いたしまして、それ以外、民間でゆだねられる部分については委託化計画のほうで推進していくということになっておりますので、関連については行財政の中の一つの計画というふうにとらえています。

ローリングについてでございますけれども、昨年度見直しを行いまして、委託化計画につきましては、まだ基本的な方針が出ていない業務もございますので、それらの方針が固まった際にはローリングということで見直しを行っていきたいと考えております。

○村上 浩委員 有言実行宣言に掲げた目標の達成となっているんですけれども、これ何項目あるんですしたっけ。

○林政策企画課主幹兼政策企画課行政改革担当主幹兼政策企画課行政改革推進室長事務取扱 有言実行宣言に掲げた項目は44項目ございます。

○村上 浩委員 行政側はこれ一括でぼんと達成率でいいんですけれども、これ市民にはわからないですよ。もっとわかりやすくないですか。

○林政策企画課主幹兼政策企画課行政改革担当主幹兼政策企画課行政改革推進室長事務取扱 毎年度、進捗状況につきましては、ホームページ等で公開しているところではございますが、確かにご指摘のとおり、これだけ見るとちょっとわかりにくいのかなというところもあるかなとは思っています。

○村上 浩委員 今、企画のほうで考えていて、この辺のところは市民にきちっと出しておいたほうがいだろうという項目は何項目ぐらいありますか。

○加藤政策企画課長 進捗状況の一覧につきましては、44項目ございますけれども、それぞれ各項目の達成状況につきまして評価を行いまして、ホームページのでもその内容は掲載しております。計画上、何年度は何%ということさらには細かく、44の項目に細分化しまして、達成状況のほうを公開している状況でございます。

○村上 浩委員 公開しているのは当然なんですけれども、この基本計画の中にそういったものが、市民がぱっと見て、こういったことを指標にしているんだという項目というのは入れる必要ないとお考えですか。スペースの問題ですか。

○加藤政策企画課長 今、達成している、していないという判定の基準でございますが、6つの視点から判定を行っておりますが、それぞれ44の項目につきまして、その判定基準を明確に示してというところでは、現実問題とするとスペース的にちょっと難しいというのが現状となっております。

以上でございます。

○村上 浩委員 スペースって、1ページ裏側にくっつけばいいんじゃないですか。

○加藤政策企画課長 現在公開している情報の量でございますけれども、A3の用紙といたしまして、両面で8ページになっている状況でございますので、なかなかその状況をすべて計画の中に入れ込むというのは難しい状況と思っております。

以上でございます。

○村上 浩委員 それは紙のスペースの問題ですよ。A3で8ページ。じゃ、特にピックアップするということは難しいということですか。

○加藤政策企画課長 ピックアップというのは、44項目のうちの幾つかの項目ということですか。今の行革大綱につきましては、大柱が3つの柱立てになっておりまして、その中からどの取り組みの実施目標を計画の中に入れ込むべきものなのかという判断が難しい点であるととらえております。

○島村省吾分科会会長 じゃ、ここで暫時休憩します。

休 憩 (午後12時01分)

再開（午後 1時00分）

○島村省吾分科会会長 再開します。

引き続き118ページ、119ページ、今、質疑の途中です。

○中村 太委員 これまでの主な取り組みの中に書いてある組織マニフェストや事業仕分けというのはやらないんですか、今後は。

○鏡総合政策部政策審議担当参事 引き続き組織マニフェスト及び、事業仕分について、言葉として「事業仕分け」を使わない可能性がありますけれども、いずれにしても両事業とも継続していきたいと考えております。

○中村 太委員 何が言いたいかというと、この基本方針の中で、主な取り組みとその解説というか、解説があって主な取り組みがあるのかわかりませんが、この節に限ったことではないのですけれども、ここは落とし込みが全然できていないというか、結局、基本方針の内容をそのまままた主な取り組みで書いているんですよね。だから、例えばそうやってもう具体的にやっていきたいというものがあるのであれば、そもそももっと具体的に書く必要があるのかなと思うんですね。

例えば外部監査の実施というぐらいのところは、もうこれはこれでちゃんと書いてあるんですけれども、ほかの章などと比べても主な取り組みが、ただ基本方針の下の解説の繰り返しになってしまっているんですね、ここだけは。これはどうしてこういう議論になったのか。例えば事業仕分けや組織マニフェスト、例えば定員適正化計画、そういうふうには書けばいいのかと思うんですけれども、何でこういう形になってしまったんでしょうか。

○鏡総合政策部政策審議担当参事 基本的に主な取り組みの中に、外部監査については具体的な形が書いてありますが、それ以外は比較的抽象的な形で統一をさせていただいているので、それぞれの個別の事業についてここには載せなかったものでございます。

基本的に計画、実行、評価、予算が連動した効率的なシステムの確立の中で、それらが動いていくという認識でございます。

以上でございます。

○中村 太委員 だから答えになっていないんですけれども、何でここに書かなかったんですかという話なんですよね。例えばやりたいことがいっぱいある、考えていらっしゃることはいっぱいあると思うんですけれども、結局繰り返しになってしまうのはどうしてなのか。内容を落とし込む議論というのは、例えば自治体ランキングなんていうものは、逆に今度は消えちゃうぐらいの、そういう感じの計画策定パターンになってしまっているんですよね。この章に関して見れば、どうしてそういうふうになっちゃったのかなというのは何かないですか、お答えとしては。

○鈴木政策企画課主幹 政策企画課主幹、鈴木です。

この節におきましては、他の章、他の節と若干異なりまして、方針自体はあるんですが、いろいろな施策というのは例年、状況によって変わっていく可能性があるということで、4年間を計画期間とした基本計画の中になかなか具体的なものが示せないということで、大枠な記述になっているという結果でございます。

○中村 太委員　　じゃ、その4年間の状況が変わってしまうから大枠な記述になるということはどこに書いてあるんですか。

○鈴木政策企画課主幹　　政策企画課主幹、鈴木です。

特に具体的にはそのようには書いてはございませんが、ここの節の施策の性格上、そういうふうになっているという説明を申し上げました。

○中村 太委員　　むしろこういう節だからこそ、逆に戦略的に、自立的行政を進めるために書き込まなきゃいけなかったんじゃないですか。

○加藤政策企画課長　　政策企画課長の加藤でございます。

確かに第8章1節ということで行政経営ということの具体性ということでございますけれども、計画全体を同じ視点で記載するというような観点から、このような記載になっています。

以上でございます。

○島村省吾分科会会長　　ほかにありますか。

[発言する人なし]

なければ、質疑を終結します。

次に、意見交換をいたします。

118ページ、119ページ、ありますか。

○荒川 広委員　　意見交換なの。その後に意見を求める機会あるの。どっち。自由討論で。

意見でもいい。討論はないでしょう。わからないけど。あるかもしれないから、討論ある人、先に手を挙げてもらえる。

○中村 太委員　　1つの提案なんですけれども、後節に情報公開や何かの節というのは残っているんですけれども、わかりやすさとか評価の客観性というものを考えたときには、とりわけ811の基本方針のところなんですけれども、やっぱり公開というところの文言が欲しいという気は個人的にはしています。具体的でわかりやすい目標設定とその検証とありますけれども、やはり検証と公開がセットじゃないといけないのかなというぐらいかな。余りにも抽象的過ぎて、だから何ですか、そうですねという話ばかりなんですけれども。ただ、もう少し、本当は主な取り組みのところに具体的施策というものが、想定される具体的施策を書き込んでいく必要があるのかなと思いますけれども。なかなかそれを言って、じゃ、どうするのという話になるので。そういう意見があるというぐらいでも別に構わないですけど。

どう改革を、変えたいとかじゃなくて。

○村上 浩委員　そういう意味でいうと、この有言実行宣言の目標の達成というのは、項目を、結局何やるのといったら、有言実行宣言の一つひとつのものを着実に実行していくよという話なんだろうと思うので、どんなことをやるのといった場合に、目標を掲げたほうがもっとやるのが明確になるんじゃないかという、僕はそういう気がしてさっき質疑したんですよ。

○末吉美帆子委員　先ほど定員適正化計画が26年までという話がありましたけれども、そうだとしたら今後4年間の中でやるか、やらないかわからないというものももちろんあるでしょうけど、この話はやるわけですよ。それであるにも関わらず、この主な取り組みの中に入っていないから、逆に言うと、これだけ見た感じだと、ここに書いてある今までやってきた主な取り組みはもうやらないのかなとか、非常にわかりづらい感はありますよね。だけど、それだとわりかし大きく書き込みしなければいけない部分が、今言ってもらっても……（何事か言う人あり）

あと、中村委員に質問なんですけれども、さっき言った検証と公開という部分の公開というのは、市民に発信するという意味の公開。

○中村 太委員　市民ももちろんなんだけれども、相対的に比較できるシステムをさらに精度の高いものとしていきますという文が、それは公開が前提なのかなという話をちょっと思ったので。無理無理くっつけた感僕の中でもあるんだけど。

ただ、先ほどから話をしているように、実施計画への予算配分というものが総合計画への貢献を前提に行われるにしても、その基準というものがあいまいだし、あいまいな部分があるにしても、その検討過程というのは常に公開されていかなきゃいけないのかなという気がするんですね。そうじゃないと貢献度は評価できないと思うし、相対的に比較できるシステムにはなり得ないと思ったので、それがいわゆる具体的でわかりやすい目標設定とその検証と公開なのかなと思ったんですね。という理由なだけで、別にそこじゃなくてもいいんですけど。

だから、やっぱり評価の中の問題点というのは、いわゆる事務事業評価と総合計画と実施計画の連携という部分が見えにくくなってきている。とりわけ実施計画においては、予算配分としての目安としては成り立っているんだけど、なぜこの予算配分で、どの事業を切っただけかというところでは、それがどこでも検証されないまま、そうなりましたという結果だけがお伝えされるから、それが総合計画への検討などを評価して相対的に比較できるシステムとして、さらに精度の高いものと言えるかどうかというのがすごく気になっていて、もちろん政治過程だからそこが全部が全部公開できないところもあるだろうし、難しいんですけど、その辺については踏み込んだ記述が欲しいなと。

○島村省吾分科会会長　　今、中村委員からありましたが。

○中村 太委員　　別に公開を入れなくてもいいですけれども、そういう意味でどうですかという話なんだけど。

○島村省吾分科会会長　　つけ加えるという……、よろしいですか。（何事か言う人あり）中村委員の言った公開、検証、明確にもうちょっと。

○末吉美帆子委員　　非常にこの総合計画自体をどういうふうに公開をして、この経過も含めて市民に公開していくかというのは非常に大事な論点だと思うんですね。この後、入ってくる4節の情報公開と市民参加のほうにも係ってくる議論かなというふうに思うんで、私はそういう意味で公開がさらに進むこと自体には賛成です。だから、この文言をここに挿入するかどうかというのは、後の4節に係ってどうなのかなというので、ちょっとあれですけども、今の考え方に賛成です。

○島村省吾分科会会長　　どうですか、行政経営については。

○荒川 広委員　　討論の途中なんだけどいいですか。

中村さんの意見は私も賛成ですけど、私としては、行政経営そのもののこの組み立て、構造改革の路線そのものに異を唱えているものですから、幾つか言いますから、そこは削除と言いますので、これは「○」にはならないんです。

まず、課題の整理の下の民間活力の活用や民間手法の導入を図ること、削除していただいて、その隣の意欲的な行政改革を推進する。選ばれるまちを目指して意欲的な行政改革じゃなくて、意欲的な政策で十分、意欲的な政策を推進すること。これは差しかえ。

それから、基本方針の812の行政改革大綱に掲げられた項目の実現と民間手法による行政サービスの提供の推進、これを削除。

それから、814、適正な定員管理と人員配置、これが定員適正化計画を指すものと思いますので、これも削除。

目標指標も、ですから大前提が違うので、これは削除。

以上です。

○島村省吾分科会会長　　じゃ、行政経営については合意が至りませんので。

○浜野好明委員　　先ほどから申し上げているようにカガミの部分というか、題名の部分の限られた資源の中で、戦略的に自律（自立）的行政経営の自立的というものは削除していただきたいと。それだけで十分です。

○島村省吾分科会会長　　ほかには意見ありますか。

○中村 太委員　　まとまらないですね。意見を言っておけば。

○吉村健一委員　　逆の意見として表明する方いないですか。

○中村 太委員　　基本的に、主な取り組みが具体的でなさ過ぎる。だから、余り具体的にす

ると荒川委員さんに怒られちゃうから。意見だけということ。

○村上 浩委員 計画期間中における目標指標については、もう少し市民が見てわかりやすいような形にすべきではないかというふうに。

○島村省吾分科会会長 そういうことで、この第1節の行政経営については合意形成ができませんでしたので、「△」をお願いします。

○吉村健一委員 目標指標については、今、村上さんから具体的にこういう提案がありましたけれども、それについては。

○中村 太委員 例えば、一番わかりやすいのは多分、計画の中に入れ込んだという話ですよ。だから、例えば財政状況みたいな感じで一番最後のページにくっつけるなんていうのも1つのパターンですよ。それができないにしても、この行政改革大綱が何を指すかという説明ぐらいは必要ですよ。だって、この行政改革大綱については、いきなり行政改革大綱としか出てきていないんじゃないですか。この節全体の中で。説明はないですよ。しかも、今までの取り組みのところでも第4次といきなり書いてあるわけで、現況についてもなし。

○村上 浩委員 だから恐らく大前提なんですよ。行政側の執行部の皆さんは。大前提なんだから当たり前ここに目標達成が出てくるんですよ。だけど、市民の側からすると、今、中村議員おっしゃったように結びついてこない。この内容をみんなが知っていれば、はい、そのとおりだねという話になるんでしょうけれども、ここが第1節の行政経営と有言実行宣言に掲げた目標の達成というものが、ぴんとこないという感じがするので、何か記述をするとか、具体的なものをもうちょっと幾つかでも構わないですから、目玉みたいなものをのつけていくとかしないと、恐らくこのページの中の目標指標って、これ何というふうになっちゃうんじゃないかなという気はする。我々もある程度この行革大綱というのは見ているわけで、そういう意味でいうと、この行政経営の評価をしていくのには、この有言実行宣言に掲げた目標達成率を見ていくのが妥当かなと思うんですけども、これを何も知らない人が見たときに、これ何なのと。このパーセントは何を意味するのかというのが恐らくわからないという気がするんですよ。

○島村省吾分科会会長 それをつけ加えておきます。いいですか。（何事か言う人あり）
「△」をお願いします。

○「第8章 行財政運営 第3節 地方分権」（122・123ページ）について

○島村省吾分科会会長 その次が3節の地方分権、122と123ページ。

質疑ありますか。

○中村 太委員 ここに書いてある地方分権の中の自治体としての自立性を確保するという自立性というのは、僕はどこまでいっても中核市、保健所政令市への移行だったと思うんですよ。私の考えだと、その保健所政令市、中核市への移行という目標が頓挫はしたが、自立性という言葉が残り続けているという印象でしかどうしてもないんですね。特にみずから律する部分もなくなったこの自立という文字に関しては。それはどうなんですか。ズバリなんだけど。

○鈴木政策企画課主幹 このみずから立つというこの自立につきましては、そのようなご意見たくさんいただいているんですが、自立という言葉が出てきたのは平成21年の、記憶しているのは夏過ぎあたりから出てきている言葉でございまして、その後に確かにそのような内容がこの言葉に少しかぶせられたという事実はございますが、もともとの出はそういったことではないということが事実でございます。

○島村省吾分科会会長 ほかに質疑はありますか。

○中村 太委員 それがなくなった後のこの地方分権の章というのは何なんですかという話なんですよ。何もないんですよ、この章。職員を抑制していく、それは別の章にも書いてあるでしょう。行革の部分でもいいじゃないですか。自治体間の連携をします、推進しますと、別にそれはここで書かなくてもいい気がするんですよ。自治体としての自立性を確保しますと、これはどこまでいっても中核市ですよ。だけど、何か消えてしまっているんですよ。だからこの章というのはないんですよ。何もないんですよ。何もぶら下がってこないんですよ。それで計画期間における目標が相互利用施設利用、有言実行、これは行革のところですよ。これは要らないですよ、この章。だったら、基本方針の832をどこかに入れ込めばいいんですよ。行政経営か何かの815の下か何かに。それで終了ですよ、これで。ほかに何もないんです。それで、権限移譲のことぐらい一緒に第1節に入れればいいんじゃないですか。だからこの章はなくていいんじゃないですか。この章自体が、私は権限移譲の話と広域行政の話を入れれば要らないと思いますよ。831と832を第1節に加えればそれでおしまいだと思います、この章は。

○笹原総合政策部長 要らないのはどう考えるかというところだと思いますけれども、一応、中核市、大都市制度についてはとりあえず研究していくということにさせていただいております。

それから、先ほど委員のほうからご指摘がありましたように権限移譲の関係で、県からも

引き続き権限移譲の話が来ておりますので、そういうものも含めまして、先ほど来、地域主権の関係でいろいろご議論がございますけれども、国のほうの動向では、やはり基礎自治体である地方自治体に権限を移譲していくんだという方向は、言葉はどう使うかは別といたしまして、それは引き続き、続いていくんじゃないかということが予想されていますので、やっぱり基礎自治体としての自立性はやはり重要なことであると考えておりますので、やはりここは記載は必要だというふうに考えております。

○村上 浩委員 地方分権というのは、権限移譲だけが地方分権なわけではなくて、国のほうもまだそこら辺の議論は真っ最中だし、ここでことさらに権限移譲だけここに書いてあるからといったら、この地方分権の節としては、これはまことに不完全な節になってしまうので、ただ、これはやっぱり行政経営の中の地方分権に向けた取り組みという形で落とし込んでおいたほうが、これはもうある意味でいうと、じゃ、権限移譲が地方分権の目指すべき道なんですかという話になっちゃいますよ。そう思いませんか。

○笹原総合政策部長 今、権限移譲の話を主にお話しさせていただきましたけれども、基本方針の中に健全な財政状況を維持することに加え、市の課題に対応した業務を担うということで、地域の課題に的確かつ迅速に対応できる体制を整える、これはやはり必要なことなので、権限移譲も含めましてやはり地方分権の1つの大事なことだと思いますので、やはり別に記載されていくのが必要だと考えております。

○村上 浩委員 健全な財政状況を維持するためということと、地方分権との関係性はどのようなことなのか。

○笹原総合政策部長 やはり健全な財政状況を維持しないと基礎自治体としての役割は務まらないと思いますので、そういう意味でもやはり健全な財政状況を維持することは大事なことだと思っております。

○村上 浩委員 地方分権ということと、健全な財政状況を維持することというこの関係性はどのようなことなんですか。別に地方分権関係なくたって健全な財政状況を維持するのと同じですよ。当然、基礎自治体として市の課題に対して、地域の課題に的確に迅速に対応できるもののために、地方分権じゃなくたって、その考え方は。

○笹原総合政策部長 地方分権を基礎自治体として受け入れていくには、やはり健全な財政状況が必要であるというところ考え方がございます。

○島村省吾分科会会長 いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

じゃ、質疑を終結します。

次に、意見に移ります。

○中村 太委員 先ほどから申し上げているように第3節は基本的には何もぶら下がりがない

いようなイメージなので要らないと思います。

ただし、広域行政に関する部分、地方分権に関する部分、これは地方分権の中には権限移譲の問題、その他、地方分権にまつわるものへの対応といったものの基本方針部分、ですから831と832を行政経営の第1節のほうに加えることによって十分対応可能だと思います。そちらにも自立という文字が使われた行政経営というのがありますので、表題でも。第3節を設ける必然性にはかなり疑問がありますので、その部分を第1節に加えると同時に第3節の削除を提案します。

○島村省吾分科会会長　　今、そういう中村委員さんからの意見がありました。

○末吉美帆子委員　　私は原案に賛成です。

○中村 太委員　　理由は、何で。意見なんだから、理由がないと困っちゃうんだけど。

○末吉美帆子委員　　反対するのは理由があるけど。3節があったほうが良いと思っているので。

○浜野好明委員　　この中にやはり自立性、地域主権、こういう言葉が入っている部分については削除ということでございます。地域主権、これがもともとの根っこなんですけど。

○吉村健一委員　　地域主権という言葉何か別の言葉にするというのは、その言葉自体を削除する。

○浜野好明委員　　この言葉が自立性と密接に表裏一体となって関わっているというふうに見方をせざるを得ないということから、間接的に自立性というものも評価し切れないという意味です。皆さんの言っている自立性の評価とはまたちょっと違う視点なんですけどね。

○荒川 広委員　　じゃ、せっかく、中村さんが提案した、いいなと思って、乗ってみようと思います。

○島村省吾分科会会長　　じゃ、意見を終結して、これは地方分権に関しては、合意形成に至りませんで、「△」ということですか。目標指数についてはいかがですか。

○中村 太委員　　一応、言いますか。僕はこの節自体の存在を否定しているので、要りません、不要です。かつ、何を言っているのか、この資料ではわかりません。だからやっぱり要りません。

○秋田 孝委員　　何でこの指標が2つこれなのかよく理由がわからないので、前にはそんなことなかったけれども、これはちょっとよくわからないなと思って、できれば指標なんかのほうが良いような気がするんですね。よく理解できない。いまひとつよくわからないなというのがあって、それに近隣自治体とのいろんな連携もいいんだけど、それをもうちょっと見えるような形でここに載せるんだったら載せてもらいたいなど。

○吉村健一委員　　これは「△」。削除の方もいらっしゃるし、末吉さんは基本的に残すんですね。

○島村省吾分科会会長 じゃ、これについては「△」をお願いします。

○「第8章 行財政運営 体系図」（116・117ページ）について

○島村省吾分科会会長 前に戻っていただいて、116ページの1と3、行政経営と地方分権。

○中村 太委員 117ページもいいですか。

○島村省吾分科会会長 そうです。

○中村 太委員 公共施設等マネジメント推進事業というのは、後段の節ではどこに書いてあるんですか。

○坂本総合政策部次長 特に具体的な名称としては載せておりませんが、第1章行政経営、後半で812、行政経営の考え方に立った改革をさらに進めます、この中の1事業としてとらえております。

以上です。

○中村 太委員 公共施設等のマネジメント推進事業自体は大変すばらしいと思うんですけども、後段に何も書かれないのにも関わらず4年間に取り組む重点的事業と言えるんですか。

○坂本総合政策部次長 総合政策部次長の坂本でございます。

ここの812の後半の中に戦略的に事務事業の改善、改革に取り組みますとあります。確かここには事業名は書かれておりませんが、今お話した戦略的に事務事業の改革、改善に取り組むための非常に大きなツールだと思っておりますので、ここを受けて4年間の事業化にのせさせていただいたものです。

以上です。

○島村省吾分科会会長 116、117ページはよろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

それでは、次に意見交換ということでお願いします。

○末吉美帆子委員 先ほどもちょっと質疑の中でさせていただいたんですけども、分野別の主な計画の定員適正化計画と民間委託推進計画なんですけれども、これは26年までやるということですから、きちんと進捗も含めて、先ほども質疑の中で申し上げましたけれども、ローリングをしながら着実に進めていただけるようにしていただきたいと思います。

それと、先ほどちょっと伺ったんですけども、基幹情報システムのほうも自動交付機の話なども含めて、いろいろほかの事業にも、先ほど言ったほかの計画なんかに非常に関わってくる部分もありますので、毎年の進捗状況も含めてきちんと進めていっていただけるようお願いしたいというふうに思います。

○中村 太委員 繰り返しになりますけれども、施策体系のうち、3、地方分権は不要と思いますので削除をお願いします。

○**浜野好明委員** 116ページはやはり同じように自立性、地方分権の中に自立性という言葉がありまして、その言葉は削除お願いします。同時に、117ページの中にも行政経営推進事業の中の自立性ということについては削除を求めます。

○**荒川 広委員** まず、施策体系の行政経営の2、行政経営の考え方に立った、これは削除、それから地方分権も削除、それから4番目の協働、これはずっと保留になっているんですね、一貫してね。それは頭に入れておいてほしいんですけど。117は、一番上の行政経営推進事業の行政改革大綱について云々、一連のこういうものは削除してもらおう。それから、下の分野別の一番上、行政改革大綱、削除。その下の定員適正化計画も削除。

○**島村省吾分科会会長** 末吉さん、先ほど意見言われた中で、具体的にこの中でどこをどうしろという意見は。

○**末吉美帆子委員** ないです。

○**島村省吾分科会会長** じゃ、いいですか。4ページの117ページは「△」で。今後4年間に重点に取り組む事業は「△」でお願いします。

それでは、これで説明員を交代してください。

休 憩 (午後 1時43分)

再 開 (午後 1時50分)

○「第8章 行財政運営 第2節 財政運営」（120・121ページ）について

○島村省吾分科会会長 それでは、第8章行財政運営のうちの第2節の財政運営を議題とします。

理事者側から補足説明ございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○島村省吾分科会会長 それでは、ページが120ページと121ページ、質疑ありますか。

○荒川 広委員 この821の中長期財政計画を策定しますということなんですが、これは中長期というのは何年先のことを言っているんですか。

○三上財政課長 財政課長の三上でございます。

中期につきましては、4年間です。平成23年度から平成26年度までの4年間を想定しております。長期につきましては、その後プラス4年間、27年度から30年度までの4年間でございます。したがって、長期が8年間、中期が4年間という想定をしております。

以上でございます。

○浜野好明委員 121ページの目標指標の中の実質公債費比率なんですけれども、この数字で6.8%を目指していますと、6.8%の根拠は、なぜ6.8%なんですか。

○三上財政課長 実質公債費比率につきましては、市債を借りる場合には通常3年間で据え置き期間で4年目から元金の償還が生じます。したがって、26年度につきましては、22年度に借りる見込みの元金の償還が発生してくるというシミュレーションで計算をした結果、この数字となったものでございます。

以上でございます。

○浜野好明委員 ということは、このシミュレーションの中では起債をしないんだという、新たに大きな起債をしないんだというそういうシミュレーションなんです。

○三上財政課長 財政課長の三上でございます。

この後出てきます、126ページで今後4年間の市債の見込みを出してございますけれども、この市債の金額を加味して計算をしております。

以上でございます。

○浜野好明委員 そうすると、少なくとも今の現状で7.3%の公債費比率をもって、それからどんどん減らしていったら、公債費比率がどんどん下がっていくけれども、建設的な将来への投資的な部分というのは今の予定の中ではここにはないという、そういうことになるんですかね。

○三上財政課長 前期基本計画の4年間における重点事業の中の普通建設系の経費につきましては、この4年間で全部見ております。

以上でございます。

○**浜野好明委員** はい、わかりました。

○**中村 太委員** 計画期間における目標指標が市税収納率とプライマリーバランスから経常収支比率と実質公債費比率に素案の段階から変わっているみたいなのですが、私はこの変化というのは大変すばらしいと思うのですが、これはどういうことで変わったというか、この指標を設定されたのでしょうか。

○**三上財政課長** 前回とこの指標が変わった理由ですが、大きくは市民委員さんからのいろんなご意見がありまして、それを参考に我々のほうで、そのほうがわかりやすく、これまでの指標よりもいいであろうということでこういう形に変えさせていただいたということでございます。

○**村上 浩委員** だから、それは市民委員さんが言ったからそうなったんですか。そうじゃなくて、市民検討委員会のほうからそういった意見があって、たしかそうなんですけれども、だけど、財務部として確固たるこういったことでこういうふうにしましたという、そこを教えてくださいということ。

○**三上財政課長** 財務部としましては、以前こういった指標にしていたプライマリーバランス、これにつきましてはよりふさわしい目標指標があるのではないかとことは考えましたが、どの指標にしようかというところで、この経常収支比率につきましても候補にはございましたので、そういった中で市民委員さんと意見が合致したことからこういう形にさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○**村上 浩委員** 中長期関係のほうになると思うんですが、市民税の予測ですね。これは何でこういう上限とか下限とかという3つぐらの指標というのが出てこないんですかね。将来予測。

○**島崎市民税課長** 税の財源推計を毎年8月にそれぞれの税目において行うわけですが、委員さんおっしゃるシミュレーションの上限幅、下限幅というふうなことかと思うのですが、こちらのほうで財源推計をするに当たっては、まず市民税におきましては当時の景気の動向と、あと人口の推移、あと税制の改正の既に決まっているもので、織り込めるもの、そういうふうなものを見込んでやっておるところから、その時点で上限、下限の幅は考えないで出しております。

以上です。

○**村上 浩委員** ということは、例えば今年を縦に割ったときに、大体年代別の年収というのがありますよね。それは今後の5年後も10年後も続くという考えですか。

○**島崎市民税課長** 各年代における税額、市民税額はすべて7月1日現在の課税状況調べを

もとに出すわけなんですけど、人口推移を加味するという形になっております。あと場合によってはそのときの景気の状態により、その時点で上下することはありますけれども、そのときの各年代の市民税額は、推計した年度においては同じ金額で各年度推計しています。

○村上 浩委員　ですから、今、大体、年収自体がだんだん昔と違ってどんどん右肩上がりに上がっていくという時代ではなくて、今、福祉に携わるような方が多くなってくると、ある程度の年齢にいてもそこから所得が上がらない時代というのが当然きますね。就職氷河期の方、なかなか正職につけない、その辺の人たちの年収というのが落ちてきているというのがありますね。それと同じように、今後のそういった意味でいうと、今の例えば50代の年収と10年後の50代の年収というのを同じに見るということですか。それともそこを加味しているということなんですか。

○島崎市民税課長　今のご質問の件ですけれども、その年代、50歳なら50歳における市民税額は同じで考えておりますので、人口の推移、人口が減ればその分だけ税額が減っていくと見込んでおります。

○村上 浩委員　だから、ことしの50歳代の年収と、8年後も同じ年収で計算しているということなのか。

○島崎市民税課長　その計算でやっております。

○村上 浩委員　恐らく、そこら辺の指標の出し方というか、数字の出し方が市民検討委員さんの皆さんも納得できない部分なんだと思うんですね。だから、そっくりそのままずっと年代別の年収が今後5年間も10年間もいくというのは、余りにも不自然な話で、それは大きな全体的な景気というのはあるかもしれないですけれども、終身雇用制みたいなところからだんだん仕事の形態も変わってきているわけですから、そういった意味でいうとやっぱり今のままでいくところになりますよ。だけど、そういったことを加味していくと上限はこのぐらい、下限はこのぐらいというような、そういう数字を出さないから、恐らく市民検討委員会の皆さんも財政のことは甘いというような意見があるんじゃないかと思うんですけれども、そういった出し方というのはできないんですか。

○島崎市民税課長　今現在、4年後、8年後、そのときの景気がどうなるかという、中期、長期のスパンでも景気予測、所得の予測というのはなかなか難しいものですので、先ほど申し上げたようにその時点での市民税額を算出し、毎年度ローリングしていくという方法で財源推計を行っています。

以上です。

○村上 浩委員　ほかの自治体でそういう出し方をしているところはありますよね。そういったところの研究というのはされたんですか。

○島崎市民税課長　近隣とは話はいたしますが、そこまで細かく話したことはございません。

○村上 浩委員　　ということは、あまり研究していないと。

○島崎市民税課長　　確かに人口推計を使っているとか、使っていないとか、そういうふうな話はするんですけれども、上限幅、下限幅とか、将来の景気状況、そこまではちょっと話した経緯はございません。

　　以上です。

○村上 浩委員　　今、そういう同じ将来の税収の推計をとるときに、ある意味でいくと、1つの指標だけでいくと、やっぱり将来的な財政の枠組みも固まってしまうんですよね。同じ計算なんですから。多少この辺で景気がよくなるかな、景気が悪くなるかなということだけしか判断できないわけですから。そこというのは、最終的に最悪こうなりますよというようなことも出しておかないと。結局、意見になってきちゃったな。いいです、後で言います。

○中村 太委員　　基本方針の822の主な取り組みの自主財源の確保というのは、具体的に何かありますか。なかなか難しいですよ。収納率の向上というのは1つですね。あとはなかなか。何かありますか。

○川口収税担当参事　　収納率の向上につきましては、主な取り組みにもございますようにコンビニ収納の導入による納付機会の拡大や、22年度からはコールセンターの設置により、現年の未納者に対する早期催告を実施するなど、いろいろ取り組んでおります。

　　以上でございます。

○中村 太委員　　だから自主財源の確保というのはなかなかないですよ。特効薬的なものはね。

○富澤財務部長　　自主財源の確保については、税の収納率の向上について一生懸命やろうということが1つと、あと受益と負担の適正化、この辺と絡むと思うんですね。例えば、使用料、手数料だとか、分担金、負担金などについても自主財源ですから、この辺の見直しを含めて今後自主財源の確保を図っていくということで、一応この中では考えてございます。

　　以上でございます。

○末吉美帆子委員　　その下の市有財産の有効活用の促進のところについてはいかがですか。

○大野管財担当参事　　こちらにつきましては、今現在も進めておりますけれども、市有財産の売却ということがまず1つございます。こちらについては用途が廃止になったり、未利用になっている市有地、今後、利用策がない、売却が可能な財産については売却をしていこうというふうに考えているところでございます。

　　続いて、2つ目としましては、やはり用途廃止や未利用になっている財産、市有地、これについて新しい活用策を考えていかなくちゃいけないというふうに考えているところでございます。国におきましても、今まで売却が優先だったようなんですけれども、庁舎ですとか宿舍の一部あいている部分を貸し付けるですとか、定期借地権を新たに導入して貸し付けを

行うというように、国のほうもちょっと方針を今転換中のごさいまして、そういった情報、そういったものをいろいろ参考にさせていただきながら、市のほうでも活用策をこれから検討させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○末吉美帆子委員 第4次所沢市総合計画の中でも、ただ、印象としては、余り進まなかったのかなという何かそういう印象を受けているんですね。今のご説明ですと、この第5次所沢市総合計画の中ではそういった状況の変化なども受けて、積極的に進めていかれるというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○大野管財担当参事 今現在、売却のほうはなかなか、いろいろ事務手続が大分かかりまして、一生懸命進めているところなんですけれども、貸し付けにつきましては、今ふえておりますのが、地域の集会所建設、そういったものに伴いまして、なかなか適地が見当たらないということで、市民の方からあいている土地を貸してくれないかというふうな、そういったご要望が結構ふえております。そういったことには積極的に貸し出し等させていただいております。

以上でございます。

○島村省吾分科会会長 ほかに質疑ありますか。

○村上 浩委員 人口規模の問題と人口構成の問題で、人口構成の問題で僕は一番財務に聞きたかったんですね。人口規模を34万に維持していくということの前提というのは、そうすれば税収というのはほぼ同じ割合で入ってくるというそういう裏返しだと思んですけども、人口構成の変化というのはこの財務状況には影響ないのでしょうか。

○島崎市民税課長 今回示された人口推計によりますと、生産年齢人口を15歳から64歳というふうに考えまして、22年度で22万9,679人、これが28年になりますと21万5,472と年を追うごとに生産年齢人口は下がってまいります。それと同じく、これも財務推計をやった中で市民税額ですが、これは24年は大きな制度改正、扶養控除の廃止とありますので、伸びるんですが、その後、25、26と税額が下がります。これは生産年齢人口が下がることに伴って、税額のほうも若干下がるという結果になっております。

以上でございます。

○村上 浩委員 だから、そういう説明だから、基本構想の中で人口の構成というものがないがしろになっているんじゃないですかと私、言うわけですよ。財務が一番大変なんですよ。これはあくまでも税収がどうなるか。負担の問題じゃないですよ。高齢化でお金をいっぱい必要とする世代がふえてくるわけで、負担率が上がるわけで、同じ、例えば500億税収を集めても500億で足りなくなる話じゃないんですか。それはどうなんですか。違いますか。500億だったら、人口構成が変わって、高齢化率が高くなっても同じ金額で財政賄え

るんですか。

○桑野財務部次長　ただいま市民税課長がご説明いたしましたように個人市民税につきましては、徐々に減少していくという傾向は予測しておりますが、この計画期間4年でございますので、その影響は徐々にあらわれてきているという程度にとどまっています。将来的にはその減少傾向というのはかなり続くというふうな懸念は持っておりますけれども、60歳になられた方がそのまま所得が一気になくなるのかというと、ある程度の所得を維持しながら推移するというような傾向が出ております。こうしたことから影響というのは徐々にあらわれる程度ではないかと、予測しているところでございます。

以上でございます。

○村上 浩委員　支え手と支えられる側ということの比率が変わるわけですよ。だから、今、2.72ぐらいかな、1人を支えているわけですね。これが約8年後には1.45倍の負担率が変わってくるわけですよ。そうすると、その分だけ税収が入ってこないと支えられないんじゃないですか。支えられるんですか。

簡単に言うと、ここにいる3人に1人、今度、それが2人で1人になったら、2人でその人数を支えなきゃいけないですよ。でも、税収というのは徐々に微減になっていきますというけれども、社会保障の支出というのはどんどん膨れ上がっていくわけですよ。そこら辺をここでちゃんと加味できて、財務として計算ができていますかということ言っている。

○富澤財務部長　社会保障全体を、例えば高齢者1人を何人で支えるという場合ですが、それは確かに議員さんが言われたように今後、いわゆる生産年齢人口が減ってくれば1人当たりの負担が上がってくるのは当然だと思います。ただ、行政の費用が果たして今言われたように社会保障、例えば高齢者1人を何人で支えるかという問題と、今言った行政に入ってくる税収が市全体にかかる経費にどの程度の割合で影響が出るかというのは、若干関係はあるかもしれませんが、先程、次長が言ったように私どもの考えているのは、税収が、例えば高齢化が進むと税収が減りますね。特に団塊の世代がやめた場合にかなり税収が減るんじゃないかと私も思っていました。ところが、実際に去年の課税状況なども見てみますと、さほど減っておりません。ということは、60歳で定年を迎えてすぐ退職する訳ではなくて、徐々に辞めていく方が多いという傾向が出ているのだと思います。

ですから、税収を見ても、私もこの間議会で答弁したように、個人市民税に関しては微減です。そんなに下がっていません。それで、今回の26年度までの推計を見ますと、例えば24年度で見ると制度改正の影響ががでございます。それは何かというと、年少扶養控除の廃止などでございます。そのために7億円ぐらい増収になるとか、そういう事を考えると、ここ4年間の議員さんが心配されているような部分というのはさほど影響が出ていないとい

うふうに私どもは推計しています。ですから今回4年間の計画の中ではさほど心配しなくても済むかなというふうに見てございます。

○中村 太委員 結構、ここで財務部というか、割と方向転換とか、大きな姿勢の変化があったとそこの部分では大変思っていて、前は財政予測というものをしっかり立てて、それに対してどうやって取っていくかみたいな話、いわゆる入り口の部分をやっていただけども、最近はいかに切るかですね。そこの切り口の部分を推計するかとか、自主財源を確保していくかというよりも、いかに既存の財源を無駄遣いしないかというところでシフトし出したなという気がすごくして、それがまさに計画期間における目標指標が収納率から経常収支比率に変わったというところが、すごく僕は象徴的だと思っているんですけども、そういう意味では、今ある所要の財源をいかに無駄遣いさせないかという方向に、何か意識的に変わってきているのかなと思うんですよ。やっぱり切ることと借金しないことと金を取ることという3つがあって、今までは結構取ること頑張らなきゃなと思っていただけけど、やっぱり取ることにはかなり限界があって、これからは切ることだと、借金しないのは当然ですけども、そこがすごく方向転換したというイメージがあるんですけども、この計画を見ていて。そんなことはないですかね。

○富澤財務部長 議員さんが言われたような方向で進めざるを得ないというふうに思っています。というのは、やはり経常収支比率が92%になっているわけですよね。今後これをそのまま放置しちゃうと、いわゆる投資的経費に充てる財源が少なくなってしまうということになってしまいます。ここにもいろいろ書かせてもらっているんですけども、これからは予算編成の段階でも多少経常収支比率を意識する必要があるのではないかと考えています。経常収支比率は決算でしか計算できないですから、これまでは結果として92という数値が出てた訳です。しかしながら、それじゃまずいのではないかとということで、ここにも書いてあるように80%台を目指そうとしている訳でございます。

そのためにどうするかというと、分子となる経常一般財源充当経費を減らし、分母となる経常一般財源収入を増やしていくこととなります。いずれにしても、税収がふえれば分母がふえます。ところが、分母がふえないとなれば分子を切らざるを得ないわけです。つまり、不要不急の経費をなるべく削減しようということで、ここにも書いてございますように、聖域なき経常経費の削減というか見直しと言っているわけですが、今まではやむを得ないなというふうに見てきたものまで、今度は見直さざるを得ないというのが聖域なき見直しということでございます。いずれにしてもこれからの所沢が持続的に発展していくためには、この経常収支比率というのは重要だと思うんです。ですから、ここにも指標として経常収支比率を入れた訳です。これは市民意見もありましたし、財務のほうもそう思ったところです。

また、プライマリーバランスですが、国はプライマリーバランスが一番大事ですけども、

現時点では所沢市には全然影響はございません。今の状況で申しますと、プライマリーバランスが赤字になるとは想定していない状況ですから、そういうものを示していく意味がございませんので、今回、実質公債費比率と経常収支比率に改めたということでございます。

以上でございます。

○荒川 広委員 126ページに今後4年間の財政予想とあるんですよね。過去5年間と。これと本当に関連しているものなので、これも一緒に質疑させてもらっていいですかね。これも財政ですよ、一番最後のページ、126ページ。いいですか。

○島村省吾分科会会長 いいです。

○荒川 広委員 ここで基本計画の事業費は主に一般行政経費に含まれるというふうに書いてあるわけですよ。一般行政経費等、この金額がそうだと思うんですよ、多分。それが基本計画に含まれる基本計画事業というものだと思うんですね。さっき別の分野で川口さんが言っていた投資的経費というのは全体の1割だということを言っていました。しかし、この基本計画事業というのは全体の4割なんですよ。ですから、一般行政経費というのが歳出に占める一般行政経費の割合なんです、4割。基本計画事業は大体4割ぐらい占めているんだなということがわかったんですけども、だからそのうちの一部が今回重点事業として全体の本当に5%が計上されているんじゃないかと思うんですけども、財政としては、この一般行政経費から重点事業を除いた事業費のそれぞれ、大づかみでいいんですけども、予算の大体の配分とか、ここの基本計画事業費の中で大体わかっているんですか。第2節は大体全部で幾らぐらいだと、そのうちの重点事業がここに明らかになっているんですけども、そういうのは何か決めごとがあるんですか、既に。

○桑野財務部次長 一般行政経費の中身ということでご説明しますと、義務的経費が人件費、扶助費、公債費、性質別で出ておりますので、性質別でご説明しますと物件費、維持補修費、あと補助費、それと普通建設事業費、さらには特別会計への繰出金、そういった性質別の経費で構成されております。これはほとんど毎年同じくらいのベースで推移しているものでございます。その中に重点事業も織り込まれてくるというような予想を立てているものでございます。

以上でございます。

○荒川 広委員 だから多分そうだと思うんですけども、例えば126の前の124、125で出ていますよね、主な取り組み、こういうことをやるんだと、基本計画では。あるんだけど、ただ、ここでいう第4節は、大ざっぱに言って基本計画の事業費はおおむねこのくらいというような、そういうふうに決めているわけではないでしょう。つまり、重点事業は具体的に出すけれども、それを除いたものはそんなに予算化というか、概算化していないんじゃないかと思うんですよ。もししていたら教えてもらいたいと思ったんです。

○三上財政課長 委員さんおっしゃるそういう意味では、この事業が幾らという想定はしておりません。

○荒川 広委員 ですから、もし基本計画上がそうなっていたとすれば、当然それと実施計画のリンクが出てくるのでなるほどと思うんですけど、それがいい中でやるものだから、実施計画がひとり歩きする。これに関わらず自由にできるんじゃないかという印象を受けるわけなんです。それは感想なので。

○浜野好明委員 これも確認なんですけど、実質公債費比率の中でこういう形でやっているという話は聞きました。それで新たな、ここの重点的な事業に係るものを除けば新しいものはないですよということですけども、いや、そうはいつでもやっぱりこの事業をやろうと、今はないけども。そうなったときには当然この公債費比率は当然変化する、ですよ。この公債費比率にコンクリートして、新たな事業は無理ですよと、そういうことはないでしょうねということの確認なんですけども、どなたでも結構です。

○三上財政課長 確かに委員さんおっしゃるように新たな事業が発生して、そこに起債をかけるという形になりますと、この実質公債費比率につきましては変化してまいります。以上でございます。

○浜野好明委員 つまり同じこと、この公債費比率をブロックしてしまうと、一切のダイナミックな事業はもう考えていませんよということではないんだよね。今の事業計画の中になら、こういう公債費比率の事業計画という形になっているんですよ。その辺の確認。

○富澤財務部長 さっきも課長からお話があったように、起債というのは、例えば元金の返済は3年据え置き、4年目から発生いたします。そうすると、26年度の実質公債費比率を見ますと、3年据え置きという22年度に借りた元金が26年度に反映されるわけです。ですから、23年度の事業というのは27年度以降に反映されるということなんです。ですから、この実質公債費率はかなり固まった数字と見てもらっていいと思います。

○浜野好明委員 わかりました。

○荒川 広委員 126ページの財政予測なんですけども、この歳入の中で市債が23年度は58億だけども、その後急激に減っていくんですね、市債発行額が。これは臨財債の関係ですか。臨財債を今度は借りないということでしょうか。臨財債はもう使えないということなんです。大幅にぐんと24年度から減っていますよね。

○三上財政課長 市債の推移につきましては、臨財債もこの中には含まれておりますが、この臨財債につきましては、今後少しでも臨財債に頼らない財政運営ということで年々減少する方向で見込んでおります。

○荒川 広委員 24年度以降の臨財債のことですけども、結局、発行可能額まで借りないという意味なんです。それとも発行可能額そのものが減ってくるだろうと見ているんで

すか。

○三上財政課長 財政課長の三上でございます。

発行可能額までは借りないで何とか財政運営をしていこうという、今の計画ではそういう形でございます。

以上でございます。

○島村省吾分科会会長 じゃ、これで質疑を終結します。

次に、意見交換をいたします。

120ページ、121ページ、ありますか。

○荒川 広委員 意見交換はなし。あと、意見と言ってもらえば意見を言わせてもらう。

受益者負担というのが、これはやはり必要最小限のもの以外は、みだりに受益者とは見ないようにしてもらいたいという考え方、何でも受益者と吹っかけてくるんじゃないくて、ですから課題の整理の部分もそうですし、823番もそうですし、主な取り組みもその分については削除を求めたいということですね。

○中村 太委員 126ページのほうなんですけれども、基本的に推計するときというのはどういう推計方法かというのをもう少し書いてほしいなという気持ちもあるんですね。根拠、出典。推計自体が間違ふということは多々あることなんだと思いますし、いろんな制度改正が予定されてかなり大幅に数字が変わってきますけれども、ただ、この推計の根拠というのがどうだったかということが、どういう形で推計したのかということをもう少し具体的に書いたほうがいいんじゃないかと。推計方法。それがいいから、この推計が正しいかどうかという判断ができないので、そこはやっぱり間違ふことはいっぱいあるにしても、必要かなと思います。

○荒川 広委員 私は、計画期間における目標指標はいいんですよ、これはね。これは私はいいんです、「△」じゃないんです。意見は分かれていないんです。上のほう。2つ分かれているんでしょう、欄が。上が「△」、下は多分「○」なんじゃないですか。

○吉村健一委員 経常収支は「△」。

○荒川 広委員 経常収支も、両方「○」なの。これは反対しない。(何事か言う人あり)

○島村省吾分科会会長 あとほかは。

中村さんの意見は最後のこっちだね。最終ページだね。

○中村 太委員 そうです。

○島村省吾分科会会長 もっと詳しく書いて。

○中村 太委員 推計の根拠を示してほしいですよ、もう少し。

○末吉美帆子委員 示さないと議決できないですよ。

○中村 太委員 いや、議決できないね。

- 末吉美帆子委員 それによってあれじゃない。
- 中村 太委員 これ「○」にしてください、それで。
- 荒川 広委員 情報公開と市民参加の分野に入るの、これ、最後のページ。これどこに入るの。
- 末吉美帆子委員 全体にかかるんじゃないの。8章全体にかかるんじゃないですか、違うの。わからない。
- 吉村健一委員 今後4年間の財政、過去4年間の……
- 末吉美帆子委員 参考資料なんじゃない。
- 浜野好明委員 これはだから参考資料だね。
- 末吉美帆子委員 参考資料。
- 吉村健一委員 これも議決の。
- 中村 太委員 だって議案に入っているんだからね。
- 末吉美帆子委員 入っているんだからそっち。
- 荒川 広委員 これ参考資料だったら困るね。これは大事なことなんだから。
- 末吉美帆子委員 明確にすればいいんじゃないですか。
- 中村 太委員 推計の方法というのは書いてあるよね。出展が絶対出ているはずなんだけれども、出展も推計の方法も書いていないかい。
- 吉村健一委員 これについてのマトリックスって何もないでしょう、ですから、言うしかない。
- 荒川 広委員 マトリックスがないんだものね。
- 島村省吾分科会会長 じゃ、126ページの中村委員のは財政運営の中に入っているのか。
- 吉村健一委員 あと、荒川さんの意見ですよ。
- 村上 浩委員 これの取り扱いがわからないんですか。
- 荒川 広委員 取り扱いがわからない。
- 中村 太委員 というか、普通はだってそうじゃないと予測がわからない。
- 島村省吾分科会会長 じゃ、次いきますか。
- 末吉美帆子委員 いくの。よくわからないけれども。
- ちよっと確認します。
- 荒川 広委員 この最後の4年間の財政予測が、どこにかかっているのかわからないわけだよ。このマトリックスも書いていないでしょう。「○」か「△」も書くところないでしょう。
- 中村 太委員 これどう考えても、何か普通に考えたら、重点事業と人件費、公債費、扶助費を引いた額が一般行政経費より勝手に引かれているだけという感じ。

- 吉村健一委員 だから、ここで書類を準備したのはだれなのか。
- 中村 太委員 だから最後、歳出と歳入を合わせるから。だから引いたらそうなりますよという。
- 島村省吾分科会会長 じゃ、この件に関しては、今総合政策が入ってきますから、そこで聞きます。
- 浜野好明委員 それでいいです。
- 末吉美帆子委員 総合政策に聞くの。
- 島村省吾分科会会長 じゃ、その次、124ページと125ページの……（何事か言う人あり）
- 中村 太委員 ここは入れかえ。
- 吉村健一委員 その前にマトリックスの体系図と。
- 浜野好明委員 全部終わってからにする。
- 中村 太委員 中長期財政計画だけだから。
- 島村省吾分科会会長 ちょっと待って、もうちょっとで。117ページの16、17の会計中長期財政計画のところの2と財政運営と……
- 荒川 広委員 財政運営のところだけ、だからないかということだね。私は関連で、2の財政運営の3利益と負担の適正化について、これは削除ということでお願いします。
- 島村省吾分科会会長 特に質疑はないですか。それではここで休憩にします。
- 休 憩（午後 2時35分）
- 再 開（午後 2時52分）
- 島村省吾分科会会長 それでは、再開いたします。
- 第4節の情報公開、124ページ、その前に理事者側から補足説明は何かありますか。
- 笹原総合政策部長 2章のほうで、32ページでございますけれども、この補足説明をやってよろしいですか。
- 島村省吾分科会会長 はい。
- 笹原総合政策部長 先ほどの安心・安全のところの、32ページで、順番はどういう意味があるのかというご質問をいただいたところでございますけれども、これについて答えさせていただきますと、一応これは市民検討委員会で議論していただいた順に並べておりまして、どれも大事なもので、どれが1番、2番という優先順位はございません。ただ、審議をしていただいた順に、この順番をつけさせていただいたものでございます。
- 島村省吾分科会会長 よろしいですか。
- 〔「はい」と言う人あり〕
- 笹原総合政策部長 もう一つ、126ページでございます。今後4年間の財政予測及び過

去5年間の決算額ということで、今、財務部のほうが来て議論していただいたところですが、これの扱いでございますが、一応議案としてお願いしたいと思っております。それで、これにつきましては、ここにも記入してございますけれども、前期基本計画全体における財政フレームについてここに示させていただいているものでございます。

以上でございます。

○荒川 広委員 全体にかかるんだから、これはこれで一つの議案だよ。議案というか、項目としてとらなくちゃいけないね。

○島村省吾分科会会長 では、124ページ、情報公開。

○中村 太委員 126で、私が言った意見が生きるということですか。

○末吉美帆子委員 どの意見……。

○中村 太委員 さっき意見を言ったじゃない、126の。出典や財政予測の根拠明確にしてほしいと。なければいいんですけども。

○島村省吾分科会会長 120ページでありますか。質疑ですよ。

○末吉美帆子委員 125でいいんですか。

○島村省吾分科会会長 末吉委員。

○末吉美帆子委員 844の自治基本条例のところなんですけれども、課題の整理の中のほうに「自治基本条例の着実な実行に向けた推進体制の充実」という項目がありまして、これは全くそのとおりだというふうに思うんですけども、こちらの基本方針のほうに、「条例の運用管理」という言葉が出てくることに関していいますと、これ上程議案でまだ議決されていないからあれですけども、条例案の中には最高規範性という言葉もある条例ですよ。その部分に関しての運用管理をしていくという項目が殊さらここにあることについての、ある意味の違和感があります。逆に、日本国憲法の運用管理みたいな文言というのはどこにもありませんよね。例えば、そういうような非常に違和感があるんですね。ここに書かれた意味合いについてご説明していただきたいと思うんですけども。

○秋田政策企画課主幹兼政策企画課政策審議室長事務取扱 ただいまのご質問でございますけれども、9月議会に提出させていただきました所沢市自治基本条例の第34条に条例推進委員会を設置する規程がございます。この中で、自治基本条例の運用状況についての調査及び検討に努めるということがありますので、その意味から最高規範性はございますが、条例の運用状況が着実に進捗していくということを加味してこのようにさせていただいております。

○末吉美帆子委員 いろいろな条例を市は持っているわけですけども、そのことは、条例に沿ってきちんと運用管理をしていくべきものですよ、どの条例であっても。総合計画の中で殊さらに自治基本条例の運用について書いていくというのは逆なのではないかというふ

うに思うんですけども。ここは、この条例だけをここに書いてあるということは、どういう意味ですか。

○秋田政策企画課主幹兼政策企画課政策審議室長事務取扱　先ほど申しあげました推進委員会は、一つの機関としての設置でございますけれども、それ以外にも当然市長として、執行部が取り組んでいくというのは、ほかの条例も明記しなくても行っていくべきことだと思うんですけども、特にこの自治基本条例に関しましては、総合計画の検討委員さんと、自治基本条例の検討委員さんが、主に運営委員さんを中心とした合同会議なんかも行っております、そういった中でも自治基本条例に即した総合計画の進捗というのは重要であるという意見もございまして、このような形になっております。

○島村省吾分科会会長　ほかにありませんか。

○中村　太委員　これまでの主な取り組みのところの中の一つなんですけど、定型的な内容の情報は外部からの公開請求によらず積極的に公表とあるんですけども、具体的にはどういうことですか。

○尾村市民相談課長　今のご質問ですが、個々に請求があっても、何度も繰り返し請求があったようなものについては、逆に請求をいただかなくても積極的にこちらから情報提供していくべきではないかという視点に立ちまして、例えば、各施設では委託業務なり、管理業務なり、清掃業務なり、いろいろな業務を委託しております。それらについては、これまでは公開請求によっていましたが、現状では各年度ごとにまとめて情報提供しております。一つの事例でございます。

○島村省吾分科会会長　中村委員。

○中村　太委員　じゃ、定型的じゃない内容の情報というのはどういうのかって、そういうのはどうしていたんですか。

○尾村市民相談課長　今おっしゃった定型的じゃないような情報につきましては、基本的に情報提供が可能かどうか、それが難しい場合については所管課の判断に基づき情報公開請求によっているというのが現状でございます。

○島村省吾分科会会長　中村委員。

○中村　太委員　これまでのことだから、そういうことですか。

○島村省吾分科会会長　質疑ありますか。

なければ意見に移ります。

意見ありますか。

○荒川　広委員　意見交換じゃなくて、意見でいいですか。

○島村省吾分科会会長　意見交換。

○中村　太委員　これ、経過目標も入っているの。

○吉村健一委員 全部入っているんでしょう。

○中村 太委員 まだいいですか、質疑。

○島村省吾分科会会長 はい、じゃ、質疑。

○中村 太委員 市ホームページの年間アクセス件数というのを引き続き経過目標になっているんですけども、ある種ホームページというものが余り認知をされていなくて情報が充実していないころというのは、アクセス件数というのが市政への関心だったり、敷居の低い情報共有の主内容としてはすごく典型的な事例で大変よかったかなと思うんですけども、年間1,000件以上のアクセスを見込んできて、これからの情報公開とか市民との情報共有と考えたときに、これが情報公開、市民参加の一番の典型的な目標指標にならなくなってくる時代なのかなという印象もあるんですが、その辺については、どうして引き続きこの目標を掲げたのか、少しご説明いただけたらと思います。

○鈴木広報課長 今、中村委員さんのほうからお話いただいた点というのは、私どもも、第4次の後期基本計画から今回の第5次に向けて、一通り振り返りをする中で同感の全く印象を持っております。4期の後期を見てみますと、基本的にはまだ電子情報というのは発信傾向の方向性を持っておったということで、その中の記述でも市政情報の共有化ということがメインでございました。ただ、5次においては、これは双方向の時代だという感じが非常に強まっております、私どももかなり同時発信、迅速性ということをキーワードに進めておるところなんです、そこについて満足度調査という、いわゆる成果指標をここで新たに指標化しております、そこをくみ上げていこうと。ただ、所沢というものは都市間競争もしていく中で、まだまだ多くの方の目に触れていくことも同時に必要だろうということもありまして、この指標は一応残させていただいたということで、拡大傾向を続けていきたいという思いもありまして掲げさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○中村 太委員 その割には、中の基本方針などでは、いわゆるホームページ等についての記述というのが少し薄いかなという感じもするんですね。というのは、ある程度コンテンツもふえてきているし、今までに比べれば格段に使いやすいホームページになってきたと思うんですけども、数の増加、情報の種類ということだけじゃなくて、多分これからは情報の質だったりアクセスのしやすさだったり、アクセシビリティの問題のほうが重要になってくるかなという感じはするんですけども、そういった意味では、そういったニュアンスがありながらも、基本方針ではかなり薄い記述になっているかなという印象なんですけれども、その辺についてはどうお考えですか。

○鈴木広報課長 今お話しいただいたように、いわゆるマルチチャンネルと申しますか、いろいろな方法論が5年前、10年前よりも拡大しております、そこに行政というものの情

報の発信の仕方と併せて、非常に今、検討の材料が多い中であるんですが、質量ということで申しますと、質の問題がまさにありながらも、量の問題も、所沢はまだホームページを充実しなくても、まだ10年未満ということもございまして、数へのこだわりというものも捨てがたいという思いがございまして、この指標も残させていただいたということがございます。

○村上 浩委員　いいですか、関連でね。双方向、今、下のほうに「役に立ちましたか」というありますよね。あれは、返信人はどのぐらい今……。

○鈴木広報課長　広報課長の鈴木でございます。

ここが一つ、平成20年12月にホームページを再構築した際に、一つ新しい評価の、新しく評価をいただけるコーナーとして設けたところなんですけど、ここは比較的大変参考になりまして、件数で申しますと大体半月に三、四十件というところで、日に数件というところのリアクションなんですけど、これ、実は大変にコメント欄が有効でございまして、各所管に向けて、こういうところはこうだという具体的なコメントをいただいております。これにつきまして、私どもが一定の期間の中で原課のほうに戻させていただいて、それを大いに反映して改修等を行っていただく、あるいは事務の材料にさせていただくというような形がありまして、こういったものの双方向の一つのこれはアンテナ的な作業だったんですけど、この重要性というものをここで強く感じるに至ったということではございました。

○島村省吾分科会会長　村上委員。

○村上 浩委員　もう一つ、ホットメールの登録件数状況。

○鈴木広報課長　ホットメールの登録状況でございます。これは、スタートラインでは試運轉的に、特に市民情報として有効な危機管理系、消防系の情報ということでスタートしたところでございますが、ちょうどことし、この時期にさらに庁内の有効な情報、こういったものを発信しませんかということをして庁内に投げかけましたところ、多くの所管から「ぜひやっていきたい」、例えば、職員に関する情報であるとか環境に関する情報であるとか、企画的な情報も含めまして多数寄せられました。したがって、同時発信性ということで多くの直接登録いただいた市民の方に、より迅速に正確な情報を送ることが、さらに今ここで大きく膨れてきたという状況になっております。

○村上 浩委員　件数も。

○鈴木広報課長　件数ですか。今、出しておくのが約2,000の登録をいただいております。

○村上 浩委員　何を聞きたいかということ、狭山市の職員の話なんですけれども、災害のときにはこういう所沢市のホームページって非常に活用されてくるわけですよ。その担当者が言っているのは、ふだんからいかにアクセスしてくれるかが大事なんだという話なんです

よ。所沢市のホームページを開いて、だれがこのホームページを見ているかということのほうは実は大事なんだと思うんですね。というと、市民が相手だとすると、こういう月に30件から40件とか、ホットメールの件数とか、具体的に双方向の市民からのアクションがあるものを指標にしたほうが、僕はいいんじゃないかというふうに思うんですけども、この辺は指標になるかどうかって議論したことがありますか。

○鈴木広報課長　まさに今ご指摘いただいたことが、この作業ステップの私どもの解決課題になるのかなと思っております。今のところ、まずは量の問題です。それとスピードの問題と、やっとなんかこのところから、いわゆる市民サイドからの評価を加えながらの応答の話にはいってきました。今後はまさに、例えば今、例で申しますと、従来、行政BBSとか、今でこそツイッターというようなものも出てきておまして、そういう、迅速な市民からのニーズというものがやっとなんかここで送られてきた時代でございますから、なかなか私どもも、今の段階でそれを指標レベルまで据えるほどの自信がありませんでしたので、今後のそういう双方向が充実した暁には、そういうものを図ってまいりたいというふうに考えております。

○村上 浩委員　既にやったほうが良いと思うんですけども。

○島村省吾分科会会長　中村委員。

○中村 太委員　ここを別に広報分野というか、市民参加と情報公開というくくりになっちゃっていますからしょうがないのかもしれないんですけども、いわゆる戦略的な広報という視点が全くここにはないんですね。行政経営のところにあるかなといったら、それも余りなくて、例えば、ツイッターなんかにしても、それは例えば市民参加と情報公開というだけのくくりではくくれないような内容で、いかに市をアピールしていくか。例えばiモードの中で公共団体というところで検索かけたときに、いかに所沢市が上に来るか。グーグルかけたときに、いかに所沢市の情報が上に来るかというのが多分戦略的広報なんですよね。そういった視点というのが、多分この計画の中では述べられていないなと思っちゃったんですけども、ここは今市民参加と積極的な情報公開という形でくくられていますから、その部分というのがなくてもいいのかなと思うんですけども、行政経営としてみたら、そういった部門というのはすごく大切だし、自治体ランキングのところは消えちゃったんですけども、選ばれるまちとして選ばれるためには、そういう戦略的広報性という、広報の重要性というのは、ある種、考慮していいのかなと。そうすると、例えば、じゃ、ツイッター始めてみようとか、スマートフォンのアプリで所沢市のアプリをつくってみようなんていう発想が出てくると思うんですよ。その辺はどうですか。

○鈴木広報課長　まさに今、先端の話をしていただいております、それについても、私どもは実は、例えばこのところで一般質問もお寄せいただいた中で、検索機能のさらなる改善をそこでご答弁させていただいたりということで、具体的な改善構築のところというのは

進んでおるんです。ただ、これはご承知いただいている話なんです、技術システムのところの変化速度が速いんですね。したがって、ここで5年、10年分の計画を見据えるということが、下手をすると陳腐化するおそれがある。したがって、なかなか個別記述としてはこういうところに掲載しにくいという事情がございます。ただ、私どもとしては、事実、ネンマエに今の民間技術の問題に対しては常にそれを感知しながら取り込んでいくという体制でやっておるという姿勢は持っておると思っておるところでございます。

○村上 浩委員 雑談になるですけども、ヤフーでは所沢市のコンテンツがあるのを知っていますか。

○鈴木広報課長 ヤフーの中にですか。

○村上 浩委員 ヤフーというのは、カスタマイズでマイヤフーというんですけども、そうすると所沢市のお知らせという欄がトップにぼんと載つけられるようになっているんですよ。今、中村委員おっしゃいましたけれども、そういった仕掛けというのも一つ大事かなというのと、あと、ホームページの本来の目的というものをもう少し整理していかないと、市からの情報発信と市民が求める情報というのは当然違うんですけども、市民が求める情報をとり出す方法が、所沢市のホームページというのは非常に苦手なホームページになっていまして、そこら辺のところをもうちょっと工夫すると、アクセス件数ということも生きてくるんでしょうけれども、僕はどちらかというと、双方向という話だとすると、市民から——ホームページにアクセスというのはいろいろな人がアクセスするわけで、本当に情報公開と市民参加という観点からいくと、具体的に市民が参加している件数のほうを指標にしたほうが僕はいいなと思います。意見になっちゃいました、済みません。また後でやります。

○島村省吾分科会会長 質疑はありません。

なければ、意見交換をいたします。

124ページ、125ページ。

○吉村健一委員 意見交換で私のほうから一つ、幹事会のとときの議論の中で、基本構想の25ページです。まちづくりの目標8の行財政運営、そこで真ん中のところに、「また、所沢市自治基本条例」云々という2行については、意見の中で、村上委員と岡田委員が、「また」からの下の2行は削除ということで意見が出ているんですね。これは当然自治基本条例って、今まさに審議中であることも踏まえて、自治基本条例がここになくても、なくともというか、文章の中にこの言葉がなくても当然のことだということで、たしか削除したらどうかという意見が出ていたんですね。先ほどの質疑の中でも、844の基本方針の中で所沢市自治基本条例の運用管理という主な取り組みですよ。答弁が、所沢市自治基本条例の推進委員会を設置するということから、こういう取り組みが出ていると。124ページのところの課題の整理の中に、「所沢市自治基本条例の着実な実行に向けた推進体制の充実を図る」と。

これは先ほどの答弁から考えれば推進委員会のことを言っているんだろうと思うんですね。ですから、この間の幹事会でも、自治基本条例はまだ審議中だということの議論を前提に考えると、この辺もちょっと、果たしてこういう扱いでいいのかどうかということも議論していただきたいなというふうには思いますけれども。

○中村 太委員　そういう意味でいえば、確かにそこだけ具体的な名称という意味では何か違和感はないことはないですよ。ほかの部分と包含的に書かれちゃっているというか、何かこっちから光を当てたのと、こっちから光を当てたみたいイメージの感じはしますよね、そういつて言われると。だから、結局これがなくてもこれはやることなんだろうし、ほかの部分からも光を当てているわけだから、同じものに対してそれぞれ。だから、そういうところもあるのかなという気はしますけれどもね。

○吉村健一委員　だから議論してもらって、意見を聞きたいなと。

〔「意見でよろしいですか」と言う人あり〕

○末吉美帆子委員　私が先ほど質疑をさせていただいたのは、意見になりますけれども、基本構想の25ページのほうでいえば、自治基本条例に基づいて「市民目線にたって開かれた行財政運営を進める」という文言については、私は異論はありません。逆に、課題の整理についても、現状の今の議論の状況でいえば、課題の整理として当然入ってくること自体にも違和感はないんですけれども、私が非常に違和感を感じるのは、844の自治基本条例の運用管理という文言がここに入ることについては、先ほども言いましたけれども、議決はまだにしても、上程案の中に最高規範性という言葉が出てきている基本条例に対して、これは議決された後は当然条例に沿って進んでいくものであるという認識でいえば、あえてここに運用するとか管理するという言葉を書く必要があるのかなというふうにごく違和感を感じます。だから、さっきも言ったように、それは気持ち的にいうと、だから日本国憲法の運用管理ってどこかに書いてあるかのような違和感に近いんですね。なので、私は、ここの部分の削除をしていただきたいという意見です。

○島村省吾分科会会長　末吉委員からそういう意見が出ました、削除。

○中村 太委員　最高規範性だって、自治の基本原則なわけじゃないですか。それがまさか「基本方針の市民参加の推進と仕組みづくりを進めます」の下部に入っているというのもおかしいので、それはやっぱりここにあるのはおかしいんじゃないんですか。だって、市民参加だけの条例じゃないでしょう。

○吉村健一委員　それと、もう一つ、上の843なんですけれども、「協働によるまちづくりを推進します」という、この言葉は幹事会で削除された言葉そのものなんです。全く同じ位置づけ……

○荒川 広委員　削除されていないんだよ、まだ。

○吉村健一委員 保留というか、提案されている、削除していいんじゃないかという意見と全く同じ文言なんですよね。

○村上 浩委員 そういうことじゃなくて、一つには自治基本条例が悲しいかな、継続審議になっちゃったという話で、向こうはまだ議決を得ていないわけですよ。スタートラインは同じスタートで来ているので、当然連携していますからこういうところに出てくるんですけども、議決されていないものがここに載っかっちゃってきているものをどういうふうに対応するかということなんだと思うんですよ。だから、基本構想のほうでは25ページのところは、結局ここはまだ最終的な結論は出ていませんけれども、当然自治基本条例が策定されれば、自治基本条例に基づいて行財政運営は図られていくものだから、あえてここは入れなくてもいいんじゃないんですかということだったので意見を言ったんですね。じゃ、ここについては、ここら辺を踏まえてどういうふうにするかというものがここで図られればいいんじゃないかなと言ったんですね。

○島村省吾分科会会長 中村委員。

○中村 太委員 代替案としていえば、情報の共有と積極的な情報公開の欄ですから、所沢市自治基本条例の市政情報の積極的な情報公開と市民参加にかかわる部分の運用管理だよ。やるとすればね、ということでしょう。

○末吉美帆子委員 運用管理というか。

○中村 太委員 だから、自治基本条例のうち、市政情報の積極的な公開と市民参加に係る部分の運用管理だったらいいということですか。

○末吉美帆子委員 でも、そんなに難しい長い文章を入れなくてもいいのではないかと。

○中村 太委員 でも、そういうことでしょう。

○末吉美帆子委員 まあそういうことですよ。

○中村 太委員 だって、自治基本条例というのは、いろいろなお話を伺っていると、別に、情報公開と市民参加だけの話の条例ではないということらしいので、それはそうなってくると、ここに入らないとおかしくなるよね。

○島村省吾分科会会長 この件に関しては削除で、どうですか。

○荒川 広委員 いや、いいですよ、私も。ただ、協働とコミュニティの、多分自治基本条例の中でも同じような問題になっているわけでしょう。だから、もう少し保留にしようということでもいいと思うんだよね。基本条例とか削除しちゃったほうがすっきりして、いいじゃないんですかね。また継続とかなっちゃったらどうするの、ここも議決できなくなっちゃう。皆さんに同意をもらわなければ。

○島村省吾分科会会長 削除で合意ですか。

○中村 太委員 843はいいけれども。

- 末吉美帆子委員 843は保留でいいんですか。
- 中村 太委員 これはいいけれども、844はおかしいでしょう。
- 浜野好明委員 自治基本条例というものがまだでき上がっていないところで運用管理というのは、運用管理にこだわって、最高規範性という言葉からこだわっているんでしょう。
- 末吉美帆子委員 別に大事なことはよくわかっているんですけども、大事というかね。ただ、書きぶりがおかしいんじゃないんですかということ。
- 島村省吾分科会会長 いかがですか、ここだけ、自治基本条例の運用管理。
- 浜野好明委員 これを削除、全部……
- 島村省吾分科会会長 ほかの人は削除。
- 村上 浩委員 行政側はまさに運用管理だと言ったんだけど、この表現上から見ると、まさに自治基本条例の運用管理というふうに取り取れると。だから、運用管理するのを書き込むという案もあるけれども、削除する案もあるんじゃないんですかという意味ですよ。
- 島村省吾分科会会長 どうですか、この項でよろしければ。
- 浜野好明委員 わかりました。私も、危険な言葉はなるべく避けようという姿勢できたので、皆さんがいろいろな考え方があってまとまらないようなら、合意については一応削除で結構です。
- 吉村健一委員 全体は基本的にいいわけだ。
- 末吉美帆子委員 全体はいいです。
- 島村省吾分科会会長 所沢市自治基本条例の運用管理だけ削除ということで、いいですか。
〔「はい」と言う人あり〕
- 村上 浩委員 843は保留でいいですか。
- 島村省吾分科会会長 843は保留だ。
意見をこれで終了します。
自治基本条例の運用管理だけを削除して、「○」でいいですか。
〔「はい」と言う人あり〕
- 島村省吾分科会会長 計画期間の目標指数については。
- 吉村健一委員 これもいいですよ。
- 島村省吾分科会会長 いいですか、「○」で。
〔「はい」と言う人あり〕
- 荒川 広委員 課題の整理のほうの自治基本条例も削除じゃないの。
- 中村 太委員 それはやってきたところだ。
- 荒川 広委員 いいの、課題。
- 末吉美帆子委員 とりあえず審議がわからないんだから、入れておいて、それによってあ

れしたらいいんじゃない。

○中村 太委員 課題であることは事実だからね。

○末吉美帆子委員 そう、やってきたことは事実だから、別に消すほどの重大のじゃないと思いますけれども。

○村上 浩委員 みんなで納得していればいいんだけど、ただ、ないものを書いてあるという、現状は。

○吉村健一委員 これも保留にしますか、ここも保留というわけにはいかない。

○末吉美帆子委員 だって、実際あるんだとしても、上程ね、全然ないなら別ですけど、そんなに違和感はないんですけども。

○中村 太委員 課題だから、確かにね。課題ではある。

○末吉美帆子委員 課題の整理だから。

○中村 太委員 課題じゃなくて、課題の整理。

○島村省吾分科会会長 じゃ、このままでいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○島村省吾分科会会長 これで終わります。

○島村省吾分科会会長 それでは、第2章安心・安全のうちの第4節交通安全を議題とします。

理事者側から補足説明はございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○島村省吾分科会会長 それでは、ページとしまして40ページ、41ページです。

質疑を求めます。

○荒川 広委員 高齢者の運転手による事故の件数というのは急増していると思うんですけども、これは、所沢なんかは埼玉県内で見るとどのくらい多いものなのでしょうか。

○堀中交通安全課長 高齢者が運転しているかという第一当事者というデータについては持ち合わせてございません。

○島村省吾分科会会長 荒川委員。

○荒川 広委員 今、特に高齢者の免許返納を促進させようという、そのためのいろいろなサービスなんかも提供したりしているところがあるんですけども、余りそういうことについては、ここに一言もそういうのは書いていないんだけど、警察なんかと一緒にそういった協働した取り組みというのはないんですかね。

○堀中交通安全課長 今のお話は、シルバーサポートという事業かと思います。埼玉県警以外にも全国の警察でいろいろな取り組みがなされておりまして、高齢あるいは病気等によっ

て免許を返納したいという方について、いろいろお店と協働されまして利用料金の割引をするというふうな会社を募って、公表して、そういう返納企画を推進しているものでございます。事業そのものは警察の事業でございます。ただし、それによって、第一当事者になる事故の可能性がなくなるわけでございますので、できることは協力したいということで、警察の人とは相談をいたしまして関係団体への呼びかけ等は行っております。

以上でございます。

○島村省吾分科会会長 荒川委員。

○荒川 広委員 まだ、だから具体化したものは何もないでしょう、所沢では。

○堀中交通安全課長 昨年の段階で、市内でこれに協力する会社というのが1社でございまして、今年度になりまして1社追加されて2社になっているとお聞きしております。

それから、もう1点でございますが、来年の事業になるかと思いますが、免許を返納された方に対して住基カードを手数料なしで差し上げるような準備を今しています。

○島村省吾分科会会長 荒川委員。

○荒川 広委員 会社が2社というのは、例えばタクシー会社とか、そういうのだったらイメージがわくんですけども、どんな会社なんですか。

○堀中交通安全課長 社名は持ち合わせておりませんが、洋服屋さんと眼鏡の会社でございます。高齢者の方は、眼鏡を例えば老眼鏡ですとかをおつくりになるときに割引しますよということでございます。

○島村省吾分科会会長 中村委員。

○中村 太委員 基本的なことをお聞きするんですが、今、現状の交通事故の状況というのはどうなんですか。年間何件ぐらいあって、増加傾向なんですか、減少傾向なんですか。基本的なことなんですけれども、市内の。

○堀中交通安全課長 現時点で、所沢市の事故につきましては、死亡が4件ございます。前年と、死者としては同じでございます。件数としては、全体の件数は若干減っております。全体数は減っております。

○島村省吾分科会会長 中村委員。

○中村 太委員 だから、現況にも書いてあるんですけども、高齢者の関係する事故というのは増加傾向にあるという言葉があるんですけども、そのほかの事故も当然あるわけで、事故というのはなければいけないほどいいわけで、そうすると、高齢者に対するふだんの対策というものもあるわけで、そのどこに重点的に比例配分をしていくと全体として交通事故が少なくなるかなというところの分析というのはどういう感じなんですかね。

○堀中交通安全課長 その点でございましてけれども、死傷された方、けがされたり亡くなった方の内訳、11月現在でございますけれども、高齢者が、65歳以上が約15%ござい

す。60歳からにしますと約2割以上が高齢者の方になります。そういったことで、あと全体そういう意味で、これから高齢社会でもございますし、県下全体でも高齢者の割合がふえてきていると、そういう傾向は所沢市でも同じでございます。ということで、この辺の目標の中に高齢者の交通安全対策を入れてございます。

○中村 太委員 児童や幼児というのはどのくらいなんですか、割合的に。今、高齢者は約2割だとお話を伺ったんですけども。

○堀中交通安全課長 本年度、児童、幼児、中学生まででございますが、約8.5%でございます。

○中村 太委員 わかりました。

○島村省吾分科会会長 荒川委員。

○荒川 広委員 課題のほうにもありますように、交通安全施設のうちのカーブミラーを聞きたいんですけども、曇り防止、曇り止めというか、曇るでしょう、朝。水滴がつかないようなカーブミラーは開発されていないんですか。

○堀中交通安全課長 寒冷地では、ヒーターを入れたものがあるというふうに聞いております。

○島村省吾分科会会長 荒川委員。

○荒川 広委員 もっと簡易な方法で、そういうのはないんですか。そもそも、そういった水滴がつかないみたいなものって、できていないんですか。

○堀中交通安全課長 現時点では聞いておりません。

○島村省吾分科会会長 質疑ありますか。

○末吉美帆子委員 計画の目標指標なんですけども、放置自転車台数、昨年度716台というのがすばらしい目標値なんです。私はすばらしいなと思っているんですけども、これはここに書いてある取り組みですよ。これで実現できるんですかという変な質問ですけども。

○堀中交通安全課長 21年度の変動値につきましては、昨年7月の平日の数値でございます。23年からの計画にもなりますので、この間、2年間のうちに、実は議会でお認めいただきました放置自転車の撤去移動手数料が1,000円から2,000円にこの10月に変わっております。来年10月に3,000円に変わります。また、初動体制の強化なんかもございまして、現在、平成22年7月の調査では、実際190台程度の変動値になっております。191台でございます。曜日と時間帯によって多少の違いがあるかと思いますが、およそ買い物の多い3時の時間帯を目安に調整しておりますので、頑張ってお実現したい目標というふうに考えております。

○島村省吾分科会会長 末吉委員。

- 末吉美帆子委員　だから、駅周辺の禁止区域の対策強化と自転車駐車場整備の推進の2点、ここがもっと進めば、最終的に26年度60台というところまで行くことを目指すということでもいいですよ。
- 堀中交通安全課長　そのとおりでございます。
- 島村省吾分科会会長　秋田委員。
- 秋田 孝委員　今、放置自転車の話なんですけれども、平成21年が716で、平成23年が150なんだけれども、平成23年で60ぐらいになっちゃうんじゃないの。というのも、最近すごい勢いで、言われるんですけれども、スーパー撤去マンみたいな、どうなんです。これ、まだ目標値甘いんじゃないかと思うんだけど、どうなんです、その辺。
- 堀中交通安全課長　数値につきましては、平日の数値を掲げてございまして、正直なところ土日等も考えたりとか、今現在、いろいろご指摘をいただいているような放置の多い地区等を考えますと、これは所沢の西部のほうが　もとじゃないかなと。
- 秋田 孝委員　でも、実際ね、何でもかという、いまだに最近もクレーム来るんですよ、電話が。私も実際体験したから言うんだけど、まさにすごいんですよ。だから、716が250になっているんだけど、23年でね。本当は、もっとこれ、50とか40とか、23年になっちゃうような勢いだと思うんだけど、何かこれ、随分サバ読んでいるなと思うんだけど、どうなんでしょうか。
- 堀中交通安全課長　9駅の合計でございますので、割り算しますと10台以下になるということございまして、目標値として定めさせていただいていることにつきましては、決してたやすいものではないかなと思いますけれども。
- 秋田 孝委員　そのぐらいあったっていいと思うんだけど、だけれども、あの勢いでやられたら、だって、なくなっちゃうと思うんだけどね。
- 中村 太委員　よく最近ね、私はそんなに評価はしていないんですけれども、ヘルメットを補助金出して配ったりする自治体もあるじゃないですか、自転車用の。「あっ」とか言われても困るんですけれども、結構県内でもやっているところありますけれども、そういうのは検討とかしたのかなと思って、していないですね、今の感じだと。わかりました。
- 村上 浩委員　交通の部分については、前回までは交通でしたよね。今回交通安全、違いましたか。今まで後期基本計画では交通安全。
- 末吉美帆子委員　交通があるんだよね。
- 村上 浩委員　また別にあるの。
- 末吉美帆子委員　そう、交通とかどこかにありますよ。交通と交通安全がある。
- 大館市民経済部長　ここは交通安全というところに特化したところで、あと交通という体系は第7章のところに交通体系とか、もっと広い範囲での……

○村上 浩委員 基盤整備の部分と交通安全というものを分けて、交通安全で特化したという話ですよ、そういうことですよ。

○大館市民経済部長 ええ、これは前回と構成は変わっていないと思いますけれども。

○島村省吾分科会会長 あと、ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○島村省吾分科会会長 それでは、意見交換ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○島村省吾分科会会長 これは、「○」、「○」でお願いします。

あとは42ページの消費生活です。「市民の安心、安全な消費活動を支援します」、ここで、42ページ、43ページ。

○荒川 広委員 解決率について聞きたいんですけども、何をもって解決するのか。例えば、消費生活センターに来たけれども、これはちょっと弁護士さんの力が必要だなんていうときに法律事務所を紹介すると。それによって解決というふうに見るのか、どうですか。

○尾村市民相談課長 43ページの解決度でございますが、今、委員さんおっしゃったことにつきまして、問い合わせ的な相談もございます。そういったものに対する情報提供、あとは、例えばクーリングオフの場合の書き方、その書き方を示す、それから、今おっしゃったように法的に解決しなきゃいけないというケースについては市民相談課の法律相談、ここまでご案内する。それから、私たちは商品やサービスなど、いろいろなものを購入して生活しているわけですが、場合によっては消費者の方と事業者との間のあっせん、話し合いの場を設定して話し合いによって解決すると。そういったものによって解決に至ったものについては解決度ということで載せてございます。

以上でございます。

○中村 太委員 同じところなんですけれども、基本的に消費生活センターを含めて消費者行政というのは、消費者行政では実際に事が起きたときに解決するというと同時に、事件を起こさない、だまされないとかという予防行政って多分あると思うんですよ。その両方が、何で成果指標に上げられなかったのかなと思うんですよ。スペースもありそうなのにといいところもあるんですけども、どうですか。

○尾村市民相談課長 今おっしゃったのは、ご質問については、なかなかリンクさせるというのは難しいものがございまして、逆に……

○中村 太委員 いや、だから、基本的には消費生活センターに上がってくる事件というのが減っていくということが目的じゃないですか、一番の。解決するというのではなくて。もちろん上がってきた事案については解決しなきゃ困るけれども、基本的に予防啓発活動もしているわけだから、事件全体が少なくなっていくということを目指さないといけないのか

など思うんですけれども。

○尾村市民相談課長 その辺の因果関係のとらえ方も研究の余地があるかと思いますが、今、中村委員さんのおっしゃった、事前の啓発活動、消費者の方が自立した生活を送るという面での情報提供、これは今後も積極的に進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○中村 太委員 だから、それが何で計画期間における目標指標として設定されなかったのかなと思うんですよね。これは事案として上がってきたものをいかに頑張るかということの、いわゆる対策的な部分でしか、この計画期間における目標指標というのは設定されないけれども、予防的な業務というのはあるし、上に書いてあるわけじゃないですか、251で。だから、そこについての目標指標というのは、もう一個、スペースも余っているようだし、必要だったんじゃないかなと思うんですけれども、そこは検討なかったんですか。

○尾村市民相談課長 今のご質問なんですけれども、申し訳ございません。今、委員さんのおっしゃったことの検討についてはございませんでした。

○島村省吾分科会会長 中村委員。

○中村 太委員 今、じゃ、消費生活センターに寄せられるトラブルの中で一番多いのというのは何なんですか、典型的なもの。

○尾村市民相談課長 今年度につきましてもそうなんです、解約に伴うもの、例えば携帯電話を通じた出会い系サイトに登録したとか、それから、インターネット、パソコンによってアダルト情報サイトだとか、そういったところに契約を申し込んだけれども解約がなかなかできない、応じてもらえないという相談もあります。あと、それに絡む不当請求でございます。

○中村 太委員 割合はどのくらいなんですか、そういうものは。事案に占める割合は。

○尾村市民相談課長 今年度につきましては、約1,200件相談があつて、14.41%が解約に伴うものでございます。また、不当請求を含めると約23%でございます。

○島村省吾分科会会長 中村委員。

○中村 太委員 じゃ、やっぱりそれは別の指標として追っていったっていいんじゃないですか。だって、交通安全で高齢者に対して啓発活動をやるわけでしょう。消費生活センターだって、20%以上の利用値があるんだったら、そこだけ予防的につぶしていただけて、かなり相談件数下がるかどうかわからないけれども、そういった努力というのは必要になってくると思うんですよね。それはどこかに書いてありますか、そうやりますということは、今回の計画の中に。

○尾村市民相談課長 今の解約なり不当請求を含めて、世代別にいろいろな相談が寄せられますので、それについては情報提供という形で、今後、例えば回覧板にそういう情報を掲載

しながら提供していくということも考えてございます。

以上でございます。

○中村 太委員　だから、結局現況とかこれまでの主な取り組みとかの書き方としては、消費者庁ができたとかどうとかというのは、これは国がやることだから別にいいんですよ。所沢市の総合計画としてやるんだったら、実際にそうやって不当請求に悩んでいる方がいて、それが増えているということを私は書いたほうがいいと思いますよね。それに対して行政はどのような対応をするのかということをしかりと基本方針の中で述べて、それに対して計画期間における目標指標ではきちっと案にしていくというような形があるのに、何でいきなりここは、消費者庁ができて、何ちゃらかんちゃらみたいな話になって、他人称というか、外から見ちゃっているのかなというのがありますよね。だから、いろいろ取り組まれていくとお話されていますから、それはそれでいいんですけども、計画としては、意見になっちゃいますけれども、そういうのが望ましいのかなという気がします。質問じゃないです、いいです。

○末吉美帆子委員　何か自由討議みたいになっちゃって、今の話でいくと、例えば消費生活センターに来るもの自体の相談件数がふえること自体は、必ずしも、つまり今の数字でいくと、そのこと自体に全く気がつかないで払ってしまうとか泣き寝入りであるとかいう場合もかなりあって、消費生活センターなどの認知度が高まって相談件数がふえること自体は、ある意味悪いことではないという側面もあるんじゃないかというふうに思うんですね。だから、その件数自体を、多いほうがいいのか少ないほうがいいのかというとらえ方のところでいくとどういふふうに判断するのかという、今現時点ではどういふふうにとらえていらっしゃるんですか。

○尾村市民相談課長　情報提供で、みずから契約に当たって自分で管理されていければよろしいんですが、中にはうっかりという方もいらっしゃいますので、そういった情報の不足、特に市民の方と事業者との間の情報の質や量というのはかなり格差がございますので、その間を消費生活センターが埋めていくという仕事は今後も必要と思います。

○中村 太委員　いや、今後じゃなくて、それが消費生活センターの設置目的でしょう。事業者と市民の情報の大小差を埋めていくというのが消費生活センターの意味だから。

○島村省吾分科会会長　質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○島村省吾分科会会長　なければ、意見交換をいたします。

○中村 太委員　できれば、だから上がってきた事案をいかに解決するかという視点は大変重要ですけども、もう一方、予防的な、政策に対する計画期間における目標指標というのを設定できたらいいのかなと思います。

- 村上 浩委員 目標指標ですよ、これもう一つは、予防のね。
- 浜野好明委員 それをつくって達成するというのは、どういうふうにやってもらうという作業が出てくるのかなと。
- 島村省吾分科会会長 中村委員。
- 中村 太委員 それは、私は確かに、だから消費生活センターがやることによって、どれだけ事案が下がっていくかというのに関しては、有効性としては疑問の部分もあるんだけど、それは消防の出火率と一緒に、消防の出火率だって、幾ら消防がぐるぐる回って啓発活動しても、多分放火魔一人あらわれたら、ぼんと上がっちゃうんじゃないですか。ただ、そういったことも踏まえた上でも、事案というものをなるべく件数として少なくしていくことを行政は負うべきだと思うし、それに対して予防活動をしてもらって、きちっとモニターを指標と一緒にしてもらうのが、より望ましいかなという気持ちなんですけれども。だから、消防の出火率だって、消防署の方が幾ら頑張ったって、多分それは確かに消防車を回したら放火減るかなという話だと思うんですね。だから、それと同じだと思うんですけども、でも、やっぱり数値としては追って行ってほしいし、それに対する施策というものを打っているわけですから、そこは管理していただきたいなという気持ちがあるんですけども。
- 末吉美帆子委員 中村委員さんの指摘って、すごく大事なことなんだと思うんですけども、だから、要は消費者被害数の実態把握がされているのかどうかですよ。例えば電話相談なんかでも、相談があったり苦情があったり、いろいろなのがあるわけじゃないですか。消費被害数の実態がないと、そこがどう判断していいかというのが、結構どの施策をとるかというのは難しいですよ。あれば、すごく逆に具体的に提案できるという感じがしますけれども。
- 島村省吾分科会会長 いいですか、その意見を入れて。
- 中村 太委員 意見を入れて、「○」ってできないですか。
- 末吉美帆子委員 何か言ってくれれば。
- 島村省吾分科会会長 「○」で、意見でいいですか。
- 荒川 広委員 意見というのは、全体の総意のことを言っているの。
- 島村省吾分科会会長 そうです。
- 荒川 広委員 それ、みんなに聞いた。
- 島村省吾分科会会長 いいですか。
- 浜野好明委員 一応中村委員の言っている意味は、そういう意味で言っているのであれば、多少そういうことの価値はわかりますけれども、村上委員なんかも、何か言いたそうな部分があって、とまっちゃったからね。」

○村上 浩委員 いいです、分科会分科会会長に伝わりましたので。

○島村省吾分科会会長 「○」ね。

○吉村健一委員 「○」で、中村委員からの意見ということで。

○吉村健一委員 末吉委員さんも。

○末吉美帆子委員 だから、あれば賛成しますけれども、ちょっと何か具体的にあれば。

○浜野好明委員 それを計画期間のところに入れる、もう一つの指標ということでしょう。

○島村省吾分科会会長 それであれば、今、32ページに戻って、4の交通安全の1、2、3、4。5の消費生活の1、2です。32ページです。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太委員 33ページはいいんですか。所沢市交通安全計画って、今まであったんですか。どういう計画なんですか。

○島村省吾分科会会長

○堀中交通安全課長 交通安全課長の堀中でございます。

これは、国からまず計画をつくりまして、次、県の計画、そして市町村レベルの計画というふうに義務づけられているものでございます。

○中村 太委員 法定計画なんだ。

○堀中交通安全課長 はい、第8次までできております。

○中村 太委員 今回、第何次なんですか。

○堀中交通安全課長 第9次です。

○中村 太委員 9次になるんだ。すごい歴史と伝統がある計画ですね。

○村上 浩委員 ほとんど見たことがない。

○中村 太委員 ないですけれども、そうなんだ。交通戦争のときかな。

○市民経済部長 交通安全基本法というのができて、それに基づいて、今言ったように、国がつくって、県がつくって、それに基づいて市がつくったと、こういうふうな流れになっているんですね。

○中村 太委員 わかりました。

○島村省吾分科会会長 じゃ、確認しましょう。「○」でいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○島村省吾分科会会長 それでは、1ページから申し上げます。マトリックスをもう一回確認しますので。

○島村省吾分科会会長 1ページは、上から「△」、あと「○」、「○」、「○」。

○末吉美帆子委員 もう一回言って。「△」なの。

○吉村健一委員 施策の体系です。

○島村省吾分科会会長 削除がありますから「△」です。荒川委員からの。あとは、「○」、「○」、「○」。

次に、2ページ、「○」、「○」、消防のあれは削除がありますから「△」、下は「○」、防犯、「○」、「○」、3ページは「○」が全部、4ページは全部「△」です。5ページは行政経営が「△」、「△」、財政が「△」、「○」、地方分権が「△」、「△」、最後の6ページが「○」、「○」。

○中村 太委員 自治基本条例は「○」になったんだね。

○末吉美帆子委員 わかりました。そうか、変更があっても、「○」なんだ。

○島村省吾分科会会長 これで意見交換を終了して、マトリックス構想をまとめ、12月11日に開催される幹事会に提出し、審査の内容については分科分科会会長の報告を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○島村省吾分科会会長 以上をもって、当委員会の審査を終了します。

長時間、ありがとうございました。

(散会 午後 4時00分)